

令和4年6月14日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	丸 山 隆
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
企 画 政 策 課 長	限 本 興 樹
定 住 対 策 課 長	高 巢 雅 彦
企 業 誘 致 課 長	橋 本 秀 樹
新 庁 舎 建 設 課 長	甲 斐 田 英 樹
市 民 課 長	溝 上 啓 之
建 設 課 長	轟 研 作
農 業 振 興 課 長	松 藤 洋 治
第 一 整 備 室 長	木 村 孝
第 二 整 備 室 長	堤 辰 幸
学 校 教 育 課 長	郷 田 純 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	(松 藤 洋 治)

議事日程第3号

令和4年6月14日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 萩 尾 洋 議員
- 2 川 口 誠 二 議員
- 3 川 口 堅 志 議員
- 4 高 橋 信 広 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問2日目、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。高橋信広議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。11番萩尾洋議員の質問を許します。

○11番（萩尾 洋君）

皆さんおはようございます。2日目、1番バッターとして頑張りたいと思います。11番萩尾洋です。

本日は2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は学校教育について、これはもう3回目の質問になると思いますが、以前より校則の見直しはどうなっているのかということでお聞きしていました。順次やっているところだということだったんですが、近年、ブラック校則ということを目にするようになりました。

これは2017年、髪黒染め訴訟だったと思いますが、そういう訴訟問題が発生して、いろんな学校の校則を見たら、下着は白でなくちゃいけないとか、髪が肩に触れるようになったら結びなさい。ポニーテールは駄目ですよと。今盛んに若者がやっているツープロック、これも禁止されています。

じゃ、今、思春期の彼ら、彼女らがどう自分をアピールするのか、PRするのか、個性を出すのかというところは、全て校則によって打ち消されているんじゃないかと私は思っています。

それと、生徒に対する先生方の接し方ですよ。中には女性生徒の肩とか首に手を触れたり、腰に手を回したりということをやっている教師がいるという話を聞きます。あるいは、悪い言い方をすれば、おまえは誰々の妹かと、普通なら、あなたは誰々の妹さんと聞けばいいんですが、威圧的な言葉をかける教師も中にはいるそうです。そういった先生方の教育、研修はどのような方法で——形でと書いていましたけど——方法でやってあるのか、それをお聞きしたいと思います。

例えば、生徒が悩みを持っていそうだなとか、そういった予兆をいち早く発見して相談に乗ってあげるとか、いろんな話を聞いてあげるとか、そういう先生は今いらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。以前は——以前と今と比べたら、社会情勢も家庭環境も違うと思うんですが、そういった先生が今こそいなければならないんじゃないかと思っております。

2点目は、これは2回目ですね、治水対策についてですが、去年、4年連続で豪雨災害、特に私が住んでいる岡山地区ですね。河川の整備等はどのような形でやってあるのか、その辺の進捗状況をお伺いしたいと思います。

(2)は、吉田交差点の下、宅間田川というんですかね、あの暗渠が大きくなっています。あれが大きくなると流れがよくなって、最終的には山ノ井川に通じるわけですよ。流れがよくなったら、もっと山ノ井川は氾濫するんじゃないかと思っています。

以前、建設課にお伺いしたときに、調整池を一応考えているということでしたので、その調整池はどのようにになっているのか、めどがついているのかということをお伺いしたいと思います。

(3)は、内水氾濫等が起きた場合に、土のうを玄関先にぽんぽんと、家屋の浸水を防げるという土のうですが、私が知る限り、パーク・アンド・ライド、高速の下の八女市が持っている置場に土のうが積んである。それは建設課が使う土のうだということでしたけど、じゃ、いざそういった被害に遭いそうだとするときに、その土のうを例えば頂きに行くのに、一回役所のほうに電話して、鍵を開けてもらって、人力じゃ幾つも運べません。軽トラなりトラックが必要です。

だから、簡単に止水ができるようなものが今開発されています。先日、防災安全課の課長

ともその話をしたんですが、そういうものを後で紹介したいと思いますが、行政として取り入れることはできないのかなど。例えば、各自治公民館に保管しておいて、いざというときに簡単に持ち出せる。子ども、女性でも簡単に持ち運びができます。そういったいいものがありますので、その辺のところをどう考えてあるのか、お聞きしたいと思います。

あとは質問席にて随時質問したいと思いますので、執行部におかれましては簡潔、明瞭な回答をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。お疲れさまでございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。学校教育につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の治水対策について答弁をいたします。

治水対策についてでございます。

まず、ゲリラ豪雨により、過去4年連続で内水氾濫が起こっている。河川の管理は十分なのかというお尋ねでございます。

本市におきましては、平成30年から4年続けて大雨特別警報が発令され、甚大な被害が発生している状況であります。

河川管理の状況につきましては、対策が必要な箇所において、順次、河川護岸の整備や堆積土砂のしゅんせつ、河川内の支障木の伐採を行い、流下能力向上に努めているところでございます。

次に、調整池の確保はできたのかというお尋ねでございます。

長峰地区の浸水被害につきましては、令和2年度より調査、検討に着手しております。市としましては、宅間田川沿いに調節池を設置することで対策を進めることとしております。できる限り早く事業を行っていきたいと考えております。

次に、河川越水の対策はという御質問でございます。

大雨による河川の越水、溢水に関しましては、流下能力の向上を行い、対応に努めているところでございますが、近年の線状降水帯等による集中豪雨により、越水、溢水が発生している状況でございます。その場合には、事前に準備している土のうにより対応を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

1、学校教育について、(1)校則の見直しは考えているのかのお尋ねでございます。

校則の見直しや確認につきましては、校長の責任の下、各学校において毎年行われており

ます。見直しに際しましては、生徒や保護者も関わることで校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことができるよう指導助言しているところでございます。

次に、教諭の教育はどのような形で実施されているのかとお尋ねです。

生徒指導に関する教職員研修につきましては、県や市はもちろん、校内での一般研修、生徒指導委員会主催の研修会等が実施されています。

次に、生徒の悩みや相談事に、即座に対応できているのかとお尋ねです。

生徒の悩みに素早く気づき、その内容に応じて適切に、そして、迅速に対応することは、生徒指導の基本であると考えています。各学校におきましても、常日頃より生徒指導の基本的事項として指導しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（萩尾 洋君）

もう言いましたけど、ブラック校則とは何ぞやということはもちろん御存じですよ。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ブラック校則、ちまたでよく使われている言葉だと認識しておりますけれども、我々としては合理的な説明がつかない、そういう校則のことであると認識をしております。

○11番（萩尾 洋君）

前回、市内の中学校、あるいは義務教育学校の校則を全て頂きました。一番シンプルで分かりやすいのは――これは学校名を出していいですかね。

○議長（角田恵一君）

例として、八女市の学校であれば。

○11番（萩尾 洋君）

はい。筑南中が一番シンプルで分かりやすい。何も生徒を縛りつけるような校則ではなかったのではないかと考えています。

ほかの学校の校則を見ると、やはり靴下は白が基本で、ワンポイント、あるいはラインは2本線までは許可するとかですね。白というのが一番汚れやすいんですよ。毎回、毎日洗わないかんです。おまけにどこの学校でもかもしれませんが、上履きはスリッパの学校があります。もっと汚れやすい。それとか、通学靴ですよ。通学靴が決められた学校があります。よその学校は革靴とか、そういうのでなければ、運動ができるシューズであればオーケーだという校則があります。

何で同じ八女市内の学校で違うのかなと。その辺の統一はできないのかなと。校則のですね。生徒にも、保護者にも、我々地域住民も分かりやすい校則、小学校あたりは廊下を走る

など、当たり前のことですよ。そんなことは約束事にはないと思いますが、それはできないんですかね。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

統一はできないかという御質問でありますけれども、校則に関しましては法令はございませんが、判例として、校長が校則によって児童生徒を規制する権限を持つと、社会的通念上、合理的と認められる範囲でという判例があるということでもありますので、校長先生が保護者、そして、生徒さんたちと話し合いながら、それぞれの学校の状況に応じて決められているということですので、我々教育委員会のほうで統一して、何か校則というものを示すということについては差し控えなければならないと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

分かりました。先ほどのブラック校則なんですけど、一般社会の常識から乖離した校則、もしくは不合理な校則のことをいうと。具体的には、肌着、靴下の色を無地に指定するとか、髪形を指定する。男性は耳にかかったら、かからないように切りなさいと。女性は肩にかかったら結びなさい。地毛の色が薄い場合は黒染めを強制、それとか、小さい頃の写真を持ってきなさいと。小さい頃からちょっと栗色だったと、判断材料だと思うんですけどね。

一般に校則は学業に専念させる、風紀の乱れを防止するといった理由でつくられています。上記のようなブラック校則は目的が曖昧であったり、目的に対して手段、規制ですね——が過剰であったりすることが多い。また、現代の基準や常識では、傷害行為やセクハラ、パワハラに相当するものもあり、時に社会問題となっているということを挙げてあります。

昨年の6月に、文科省から校則の見直しの通達があっていると思います。そこにもやはりブラック校則じゃないですけど、そういった文言が書いてありました。

それと、チェンジメーカーを育てるというミッションを掲げる学校法人インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢、生徒の自主性を重んじる校風が持ち味だが、それでも午前零時以降はWi-Fiを止める。髪の毛はナチュラルカラーにするといった保守的な校則も存在しているということですが、生徒たちが教師や理事長に直談判して不満を訴えるだけだったそうなんですけど、生徒たちが自主的なアンケート調査やそれに基づくプレゼンテーション、全校を巻き込む話し合いを経て、理事長が全会一致で納得するほどの改革案をつくり上げたことに成功したということも一部記事には挙がっています。

先ほど教育長が、生徒、保護者とも相談しながら校則の見直しを行っているということだったんですけど、生徒というのは生徒会なんですか。保護者というのはPTAなんですか。お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

そのように考えております。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、毎年見直しを行っているということですが、年に1回話し合いの場を持たれているだけなんですか。年に数回そういう会合があって、校則の見直しを考案していらっしゃるわけですか。どちらですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

各学校でどのぐらい回数、そういう機会があっているのかというのは把握しておりません。ただ、文科省のほうも校則を決定する過程の中で、生徒会と十分協議して、納得を得ながらやらないと、先ほど答弁の中にもございましたけれども、生徒が自分のものとして、積極的にそれを大事にしていこうという気持ちは芽生えないのではないかと我々も考えておりますので、そのように校長先生のほうには申し上げておるところです。

保護者の方も同様でございます。生徒は家の中から学校に通学してまいりますので、保護者の御理解なしにはこの校則の遵守というのはできないと思っておりますので、保護者のほうにも十分理解を得るように、あらゆる機会を通じて、校則について御理解を得る機会をつくってくださいと、そう申し上げておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

学校長の下にそういう見直しをやってあるということですね。各学校がどれぐらいの回数でそういう話し合いの場を持っているのか分からない。じゃ、教育委員会、あるいは学校教育課として、順次そういう各学校長に尋ねて、どういうふうになっているのかという問合せとか、そういったことはできないんですか。分からないで終わりなんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

問合せそのものはすることはできます。ただ、公式、非公式、様々な場面で校則については考える機会がございますので、それは両方とも大事にしていきたいと思っておりますので、実態把握には努めてまいりたいと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、問合せができるなら、ちゃんと把握していただいて、現代の社会情勢に沿ったような校則が出来上がっているのか、改正されているのか、その辺のチェックはしなければならないんじゃないかと私は思っています。いかがでしょうか、教育長。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

校則というのは、やはり子どもと教育の一つのツールだと思っています。それを基にして子どもたちが成長していくというものだと思っておりますので、時代の流れによって常々変化をするものだと思っています。そういったことから、そういう把握には努めて、そして、指導すべきところは指導していきたいと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

やはり思春期の子どもたちが自己アピールする場でもあると思うんですね。ましてや学校というのは、保護者から大事な子どもさんたちを預かって、ただ、数学を教える、社会を教える、理科を教える、それだけじゃないと思うんですね。先ほど教育長から言われたように、社会規範をちゃんと守れるような教育も中には入っているはずなんですよ。

だから、そのところをうまく組み合わせて校則というのはつくっていただきたいと思います。あれは駄目、これは駄目と言ったら、思春期の子どもたちは反発するのは当たり前です。

ある事例なんですけど、男性教師が女性の胸元をのぞき込んで、下着の色が白か何か確認したと、そういう事案もあっています。完全なセクハラですよ。だから、そこまでする必要があるのかと、私はその記事を見たときに思いましたけど、どう思われますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

それは問題であるというふうに認識しております。

○11番（萩尾 洋君）

往々にして、そういう問題教師もぼつんぼつんというんだと思います。だからこそ、2番目の先生たちの教育ですね、研修はどのような形でやってあるのか。例えば、生徒指導何とかとかと言われましたけど、その講師役を誰がやってあるのか、どのような方がやってあるのか、お聞かせください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

それぞれの学校で行われている研修会は、テーマがばくつとした理論的なものから、ケーススタディー、その学校で起きた様々な事案についての具体的なケースについて、そこから学んでいこうとする目的で行われる研修会、様々なレベルといいますか、種類の研修会がございます。その研修会に応じて、講師というのは選任されているはずでございますので、場合によっては専門家のスクールカウンセラーの方に来ていただくケースもあるでしょうし、ある場合には、その学校の中で生徒指導の得意な先生が日常の自分の経験を皆さんにお伝える、そういう研修会も可能かと思っておりますので、その研修会の目的に応じて様々な講師の方を呼んでいると認識しております。

○11番（萩尾 洋君）

先生たちの研修会がA学校で何回ほどやられたとか、何を課題にやられたとか、そういう把握は教育委員会ではできていないわけですね。いかがですか。できていない。できていないなら、うんと言ってください。——できていないですね。

やっぱりその辺もすべきじゃないかと思うんですね。例えば、生徒のこういうケースがあると、僕は仕事関係、ケースカンファレンスをよくやります。じゃ、こういうケースに対して、Aさん、あなたはどう当たるの、Bさん、あなたはどう当たるというのは、ケースカンファレンスが一番大事かなと思っています。そこでいろんな意見が出てきて、例えば、正論といたしますか、こういう当たり方がいいよねとか、こういう対応がいいよねとかいう意見が出てくるわけですね。

そういったことをどんどんやっていただかないと、ただ勉強を教えるだけじゃなくて、生徒との対応の仕方とか、そういったところもやはり教育課題としてどんどんやっていただきたい。先生たちは勉強することばかりで時間が足りないと言われるかもしれませんが、それは現場としてやるべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

年度当初に予定されている一般研修とか、そういうものについては数えることはできます。ただ、議員おっしゃったように、私たちはそのケース、そのケースごとから学び取る、これをえらく大事に思っております。ですから、あるケースが昼休みに起こったとします。そして、そのことについて、その日の夕方、職員室に集まったときに、そのときに先輩教師から学ぶ、これも立派な研修であると。そして、そのときに、なぜ生徒が理解できなかったのかとか、なぜうまくできなかったのかというのを個人で見詰めさせて、そして、その答えの中から今後の生徒指導力の向上につながるもの、そういうものを学び取っていただく、そういうものも大事にいたしておりますので、それも数えると、やっぱりカウントというのはなかなか難しいのではないかという意味で、うんと申し上げたということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

やはりそうだと思うんですね。場面、場面で先生たちがどう対応したかとか、それがよかった、悪かったという振り返りは必ずしていただかないといけない。子どもたちにも自分がやったことに対してどう思うか、振り返りを多分されているはずなんです。ああ、あのとき、こうしたらよかったのになとか、それがだんだんいい方向につながっていく、それを何も感じない、何も思わない生徒や先生はいらっしやらないと思います。

だから、一番大事なのは、今、課長が言ったように振り返り、先輩の先生が若い先生にそれを教示するとか、そういうことをやっていかないと、やはり生徒が何か問題を持ち込んだ

ときに対応はできないと思うんですよ。あら、どげんせないかんやろかとか、迷ったら先輩に尋ねるとか、そういう流れを僕はぜひつくっていただきたい。そういう雰囲気各学校でつくっていただきたい。そうすれば、荒れる生徒はいなくなると思います。ああ、先生が俺の話をよく聞いてくれた。私の話をちゃんと理解してくれたとか、そういう先生をぜひ育てていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今、萩尾議員がおっしゃったこと、とっても大事なことだと思っています。それを、現場での研修のことをOJTと我々は呼んでおるんですけれども、そのOJTというのは、今とっても大事だというのは国も当然言っておりますし、我々もそういうふうに認識しております。

そのためには各学校がチームになって、これも萩尾議員常々おっしゃっているチームになって、それぞれ風通しのよい職場の中で、いい人間関係の中で、学校経営、学校運営が行われるということがとっても大事なことだと思っています。それなくして、そういうそれぞれの内部でのやり取りというのは活発にはならないと思っておりますので、そういう意味でも、生徒指導の研修を進めるという意味でも、組織的にやっていくチームづくりというのは、我々はとっても大事にしていかなくちゃいけないことでしょうし、常々校長会、我々が行う学校訪問等の場面において、口酸っぱく校長先生方と協議をさせていただいているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

やはり各学校の校長先生というのは、会社でいえば社長ですよ。社長はどんと椅子に座っておけばいいというもんじゃないと思います。部下がどういう教育をしているのか、どういう生徒指導をしているのか確認して、適材適所で、あるいは、いかんことはいかんと指摘する。そういった校長でなければ駄目だと思います。

先ほど課長が言ったように、チームをまとめるにはやっぱり校長なんですよ。校長が頑とした意志を持ってまとまって、ある先生が、これは校則違反よと言ったら、ほかの先生が、校則違反と簡単に決めつけたらいかんめえもんと、やはり簡単に物を言える、違おうもん、そうじゃなかるうもんとか、そういう物を言える雰囲気を学校内でぜひつくってください。荒れる学校はずっと回っているという話をよく我々の時代から聞いていますけど、もう回さない。全部学校は一丸となって、そういう生徒をつくらない、荒れる学校をつくらないという意気込みで教育委員会としても頑張っていたいただきたいと思います。教育長、いかがですか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

荒れる学校は、やはり様々な要因がありまして、学校の指導体制ももちろんあるのだらうと思います。先ほどおっしゃったように、校長のリーダーシップと申しますか、管理職の意識、あるいは知識、あるいは管理職が組織をどう回していくのか、そういったことがとても影響するだらうと思っています。

管理職、校長先生だからといって、研修をしないわけじゃありません。校長先生方も常に研究と修養に励まなければならないと法律でもなっておりますので、そういったことを踏まえて、教育委員会としてもきちっとお話をしながら指導してまいりたいと思います。

○11番（萩尾 洋君）

岡山小学校の話になるんですが、今の6年生の状況ですね。かなりまた私学に逃げていくんじゃないかという話もあります。やはり子どもたちが行きたがる学校、あそこに行きたいと。当然、岡山校区は岡山小学校を卒業したら、西中ですよ。西中に行きたいと。そういう学校、長峰なら福中に行きたいという学校づくりを、ぜひ最後の私のお願いと思って聞いていただきたいと思っています。よろしく願いしておきます。

続いて、治水対策についてですが、冒頭にも書いておるように、4年連続、岡山校区はやられました。人的被害はありませんでしたけど、その後の一般質問の項目に書いているとおりに、河川の管理が十分にできているのか、どのような形でしゅんせつしたり、支障木を撤去したりというのは、今、市長の答弁でお聞きしましたけど、あとどのような管理の方法があるんですか。

以前は建設課長から、水位カメラを何台か設置して、早期の対応に備えるというのを聞いていましたけど、現在、その水位カメラはどの辺に、どのような形で設置されているのか、お聞きしたいと思っています。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

カメラにつきましては、現在、市の管理河川であります石井仮川、これは蒲原地区になりますけれども、そちらに2台設置しているところでございます。今後はカメラの数を増やしていきたいと考えておりますけれども、別に聞かれています宅間田川、そういうところにも今後設置をしていきたいと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

それは最終的にスマホでも確認できるようにするという話をお伺いしたんですが、それは間違いありませんか。一緒に聞けばよかったですね。

○建設課長（轟 研作君）

そのとおりでございます。今、ネットにつないでパソコン等で見られるような環境づくりをやっておりますけれども、まだ今のところ、スマートフォンでは見られない状況ですので、

今後そういう形につなげていきたいと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

よろしく願いしておきます。

それでは、河川のしゅんせつとか支障木の伐採とか、いろいろ対応されてきていると思いますが、大体そういうしゅんせつとか支障木の伐採とかしなくちゃいけないほかの箇所というのは何か所ぐらいあるんですか。ざっとでいいです。今からやっていかなくちゃいけないとかですね。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

令和4年度では、八女市全体でしゅんせつ、そういう伐採も含めたところで、工事によるものが65か所を予定しております。

○11番（萩尾 洋君）

大変な箇所数ですね。しかし、頑張っていたかないと、それこそ豪雨災害のときに人的被害が出る可能性もあると思いますので、その辺のところはよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、調整池のことですが、先ほども言ったように、宅間田川の流れがよくなれば、山ノ井川に直結して、山ノ井川がまた流れが速くなる。あふれる可能性は十分にある。市としては、吉田交差点を過ぎたところぐらいに調整池を考えているという話を以前聞きました。その調整池の件ですが、先に進んでいるのでしょうか。それがないと、岡山校区はまた被害が大きくなると思っておりますが。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

調節池につきましては、今、議員おっしゃったとおり、今、吉田交差点の改良工事を行っております。まだ下の暗渠のボックスの工事は終わっていないんですけども、それが完了する前には、市としましては調節池を整備したいと考えております。

その中で、今現在、地権者並びに土地改良区、地元行政区長につきましては説明をさせていただいております。地権者は7名いらっしゃるんですけども、今、全て説明は終わってしまっていて、おおむね同意はいただいているんですけども、契約につきましては、今、半数程度が終わっている状況でございます。

やはり河川工事になりますので、今年度の出水期明け、10月には工事着手できるような形で今努力をしているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

今年の梅雨時期には間に合わないということですが、なるべく早くお願いしたいと思いま

す。

山ノ井川だけではなくて、岩崎校区も氾濫する可能性があると思いますので、あそこは結構地が低いんじゃないかと思っております。その辺のところも併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですけど、土のうですよ。防災安全課長に聞いたら、土のう袋はお渡ししますから、各行政区で土のうを作っていただきたいという話でした。先ほども言ったように、土のうは私でもちょっと抱え切れぬくらい重い。ましてや子ども、女性はとて簡単にはいかぬ。

土のうを使うのは、やはり危険が発生する前に河川敷とかに敷くもんだと。あふれてきてから慌てて置いても流される可能性があると思ひます。

だから、私が言っているのは、(資料を示す) こういう「アクアボーイ」というのがあるんですね。水を吸って固まって、20キロぐらいの重さになるやつが。私は初めて見ました。例えば、民家の玄関先に、あふれそうだなというとき、ぱっぱっぱと敷いておけば、水を吸ってぱつと膨らんで、水を止めるんですね。

だから、こういった品物が今出てきていますので、これは吸水性樹脂をシート化した「アクアボーイ」というやつですね。吸水スピード、これが二、三分で20リットルの水を吸い上げてしまうそうです。二、三分で膨らむ。防災安全課長には小さいやつを、ちょっとバケツを持ってきてといて、ぽんと置いたら、ぎゅつと膨らんで、かちかちになりました。軽くてかさばらず、保管場所、持ち運びに困りませんと。先ほど言ったように、自治公民館あたりに保管しておいて、各家庭から要望があったときは取りに来てもらう。簡単に運べます。非常に軽い。長期間保管しても吸水能力は変わりません。10年間保管していた、この手のものですね。スピードが若干鈍りましたが、吸水量に変化はなかったということで、非常に——私もちょっと鹿児島に行ったときに、ある業者とばったり会って、その見本は防災安全課にありますので。

市長、こういうやつをやはり全額市が出してくださいとは言いません。防災設備を今、各地区で、町内でそろえていますよね。ヘルメットにしろ、なんにしろ。それには少し市のほうから助成金をもらったと思ひます。そういう保管庫にこういった「アクアボーイ」というのを保管しておいて、いざというときに使用するということを一回検討いただきたいと思ひますが、中身がよく分かりませぬでしょう。課長、いかがですか。

○防災安全課長(毛利昭夫君)

お答えいたします。

今御紹介いただきました軽量土のうにつきましては、先ほど御説明のとおり、吸水性樹脂をシート化したもので、水を含ませると大きく膨らんで、後に固まると。非常に軽量であるために、力のあまり強くない方でも取扱いが容易であると認識をしておるところでございます。

す。

市といたしましては、現在、自主防災組織が資機材を整備される際に、自主防災組織支援整備事業で支援をしておるところでございます。この事業につきましては、自主防災組織が行われる防災資機材の整備費などに係る費用に対しまして補助金を交付するものでございまして、今言っていたいております軽量土のうについても対象となりますので、購入の際はぜひこの支援事業を御活用いただきたいと思います。

ちなみに、事業の内容といたしましては、購入金額の2分の1以内で、最高限度額で100千円ということで進めておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（萩尾 洋君）

その自主防災組織の委員長が課長のところに申請に来ればいいわけですか。こういったものが欲しいとかですね。

それと、まだ私とここにいる議員、執行部の皆さんしか、これは知らないと思います。こういうのがあるよというPRは、私がせないかんとですかね。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました自主防災組織支援整備事業につきましては、年間何回に分けて資機材を購入されても、それは構いません。最終的に自主防災組織、もしくは行政区長さんが兼ねてあるところが多いんですが、行政区長さんから防災安全課のほうに申請をしていただきますと、そういう対象となる資機材は限られておりますが、そういうもので対象になりますと支援金を交付するということでしております。

あと、この事業の周知につきましては、毎年、行政区長さんの委嘱式後に開催しております防災研修会、それから、行政区長会等でこの自主防災組織支援整備事業をはじめとした防災に係る支援事業について周知は行ってきております。今後につきましても、今回、御紹介いただいた軽量の土のうも含めて、さらに様々な機会で行っていきたいと考えておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

よろしく周知のほどをお願いしておきたいと思います。

最後に、これは4月12日の西日本新聞でした。「ため池「治水」に有用」と。朝倉市では流木を防いだ可能性がある。福岡市では既に73か所を改良中だと。ダムとして一時、調整池と一緒に思うんですね。そこにためて、自然と流すような仕組みじゃないかと。九州だけで8,267か所ため池があるそうです。すみません、八女市にため池ほどのぐらいあるか分かりますか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

ため池ですね、県の基準で小規模なものは除く、市が把握しておる防災重点農業用ため池といいますが、その数は90か所ございます。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

この新聞に書いてあるように、福岡市が68か所を改良したと。どのような改良の仕方をされたのか定かではありませんが、以前、辺春川が氾濫したときに——知ってありますか、辺春川。松尾弁財天の上の松尾地区、あそこにもため池がそのときあったそうなんです。そのため池が決壊しそうだ、そのため池が決壊したら、その集落は全てやられるところだったという話を聞きました。

だから、そういうため池も一つは調整池として活用できないかなど。安易な考えですけどね。そう思っておりますので、執行部でよく検討されて、必ずやってくださいということは僕は言えませんし、よろしく願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（角田恵一君）

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

20番川口誠二議員の質問を許します。

○20番（川口誠二君）

おはようございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ロシアによるウクライナ侵攻が4か月目に入り、収束のめどが立たない状況であり、多くの人々が犠牲となられ、負傷された方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表したいと思います。一日も早い事態の収束を願うものであります。

それでは、通告に基づき、ただいまから一般質問を行います。

1点目ではありますが、開かれた行政サービスの充実についてであります。

現在、庁舎建設が進められておりますけれども、やはりこの新庁舎というのは行政サービスを確立するための一つの拠点であると思います。そういう状況の中で、現在の進捗状況はどのようになっているのか、さらに、現時点で問題は発生をしていないのか、お尋ねをいたします。

次に、職員の職員定数についてであります。

八女市の正規職員（再任用職員、任期付職員を含む）の数についてどのようになっているのか。

次に、職員の時間外勤務の状況はどうなっているのか。

安定した住民サービスを提供するための人員が不足をしていると思いますが、どう考えているのか、お尋ねをいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

20番川口誠二議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、開かれた行政サービスの充実に向けてでございます。

新庁舎建設について、新庁舎建設の進捗状況についてでございます。

新庁舎建設につきましては、これまでに南庁舎車寄せや敷地外周の擁壁の解体、山留工事等が終了し、現在、建設地のくい工事等を行っているところです。令和6年5月の新庁舎での業務開始、令和7年2月の事業完了を目指し、今後も計画に沿って進めてまいります。

次に、現時点で問題はないのかという御質問でございます。

新庁舎建設事業は、今年2月に本格着工し、その後、施工及び監理業者と各種打合せを行いながら、現在まで順調に進めてきております。今後もあらゆる状況を見ながら、解決すべき課題があれば、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、八女市職員の職員定数についてでございます。

八女市の正規職員（再任用職員、任期付職員を含む）の数はというお尋ねでございます。

令和4年6月1日現在の正規職員は540人、再任用職員は42人、任期付職員は2人であり、合計で584人でございます。

職員の時間外勤務の状況はどうかという御質問でございます。

職員の心身の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進の観点からも時間外勤務の縮減に努めているところでございます。

なお、時間外勤務を命じるに当たっては、業務の必要性や緊急性等を判断し、必要最小限にとどめるとともに、日常的に効率的な業務の進行管理に努めているところでございます。

最後に、安定した住民サービスを提供するための人員が不足しているのではないかという御質問でございます。

職員の配置につきましては、限られた人員の中で、会計年度任用職員を含め、業務量に応じた定員管理を行い、各部、各課及び各支所における適正な配置に努めております。引き続き住民サービスの低下につながらないよう人員の確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○20番（川口誠二君）

それでは、まず1点目の新庁舎建設についてお尋ねをいたします。

進捗状況につきましては、令和6年5月の業務開始、そして、令和7年2月の事業完了を目指しながら、計画に沿って進めているという答弁がありました。さらに、今年2月に着工し、これまで順調に進んでいるとの答弁があったところです。

そこでお尋ねをいたしますけれども、冒頭申し上げましたように、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済への影響、さらには、円安により資材が高騰をしているという状況の中で、資材の調達等が心配をされます。現在は順調に進んでいるということでありまして、やはり今からの建設期間、完了まで期間的には長くありますので、そういう状況の中でこういった問題に対してどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

ほかの自治体の事例を見ましても、新庁舎の建設工事は工事費が大きく、工期が長くなりますので、途中で予定外のことが起きたりして工事費に影響が出るというようなことが全くないと言い切るとはなかなか難しいと思います。そのような状況になった場合は、その必要性やコストなどについて施工者と十分に協議を行い、国、県、他の自治体の事例も参考にしながら、しっかりと対応していかなければならないと考えております。

それともう一つ、資材価格の上昇による増額の可能性についてですが、新型コロナ禍により世界的な影響、原材料や原油等のエネルギーの不足や価格の高騰などの影響を受けまして、建設工事に伴う資材単価が上昇しているという現状は認識しているところでございます。

これに関連しましては、工事契約の約款の中で、賃金水準、物価水準の変動があった場合、請負代金の変更を請求できるという規定がございますので、施工者からの申出があれば、そのように真摯に対応していかなければならないと考えております。

もう一つこれらに関連しまして、国交省から県を經由しまして、先月5月2日付で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についてという通知文書が届いているところでございます。

この内容につきましては、請負代金や工期等について受注者から協議の申出があった場合は、建設業法や公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適切に協議に応じさせていただくようにというお願いの文書でございます。

したがって、本市の新庁舎建設におきましても、今後の国や県の状況、ほかの自治体の状況、動向も見ながら適正に対応していかなければならないと考えているところでございます。

○市長（三田村統之君）

ただいま担当課長から説明をさせていただきました。資材の高騰の問題、あるいは価格の問題、答弁をしたところでございますが、現時点では具体的なことはまだ申せないという状況が事実でございます。国も具体的にどうしなさいとか、こういう場合にはどうしなさいとか、具体的なことは実は出ていないわけでございます。

これから、とにかく私どもは当面、完成に向けて、施工業者にしっかり目的、そして、完成を含めた精いっぱい努力をしていくようお願いをしておるところでございますが、具体的なことはまだ話せないというのが現状でございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○20番（川口誠二君）

今、市長のほうから、具体的な部分については今の段階では述べることができないということで理解をいたしますけれども、現状として、このウクライナ侵攻の前にウッドショックが起きました。木材の材価もかなり上がったと。それに追い打ちをかけるような形で、ウクライナ侵攻によって世界経済が不安な状況になってきたと。

これは公的な機関でありますけれども、建設物価調査会というものがございまして。ここが調べたところによると、本当に建設コストも、コストだけでも8%程度上がっていると。さらには、その中で土木部門は16%程度上昇していると。建築になると20%上昇しているという報告を出しているわけです。

そういう状況の中で、企業に努力をしていただく、業者に努力をしていただくということは、発注した側としてはもちろんですけども、やはり問題は品質ですよね。品質が確保できる、そのようなものをつくるのが、これだけ莫大な金を使っているわけでありまして、やはりそういった状況に応じた対応というのは、私は国も当然示してくるだろうと思っております。業者のほうから申出があったからということではなくて、やはりそのことは十分見据えておきながら対応しないといけないんじゃないかなと。でないと、品質が低下するような建物であっては私はいけないんじゃないかなと思います。このことは強く申し上げたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

現実の状況としては、議員おっしゃるようなことが当然想定をされるわけでございますが、現時点での私どもの業者に対する、いろんな話があるかもしれませんが、それについては具体的にどうこう言える状況ではありませんが、まず一生懸命設計どおり努力をしてくださいとお願いしている状況でございますが、非常に環境が厳しい中でございますが、例えば、資材が高騰したために資材をワンランククラスを落とすとか、そういうことのないように、とにかく設計どおりに、まず一生懸命現在は努力をしてくれとお願いを今しているところ

ろでございますので、議員おっしゃるように、いずれそういう時期が当然来るだろうと予測はしておりますが、建築業者については、現時点で私どもはそういうことをまずお話をさせていただいている状況でございます。

○20番（川口誠二君）

単価を見直せば当然、変更契約が生じてくるわけですね。そうしたときに、やはり変更後の契約というのは請負率が基本になってくるだろうと。そうした場合に、今回のこの庁舎建設については、請負率が84.93%程度で落ちているわけですね。ということは、単価が見直されてもその請負率を掛けるものですから、またさらに低くなると。当然、入札でこのようになっているわけですから、これはもう仕方ないことですね。仕方ないわけでありませけれども、契約としてはそのような手続になるのでしょうか。担当課長お願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、制度的な件でございますが、物価変動に伴います請負金額の変更については、先ほど新庁舎建設課長からもありましたが、契約約款の中に規定がございます。それに基づいて対応していくということになろうかと思えます。

それで、議員お尋ねの請負率の関係でございますが、スライド条項によります請負金額の変更を仮に行うとした場合には、制度的には物価変動後の算定額に落札率を反映させますので、変動後の金額も抑えられたものになろうかと考えております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

もう多くは申しませんけれども、やはりこういう状況ですので、私は当然、単価の見直しというのが出てくるだろうし、さらには、資材の調達がなかなかできないということで、いわゆる工期まで影響してくるのではないかなと思っているわけですね。ですから、冒頭申し上げますように、そういった莫大な事業費を投じておりますので、特に庁舎建設というのは、質の高い住民サービスを提供する拠点でもありますし、さらには防災拠点、そういった機能を持っております。そして、将来を見据えた八女市のあるべき姿をきちんと方向づける庁舎でなければならないと思っていますので、そういったことを踏まえて、今後の状況変化がありますので、そういった情報というのは、やっぱり議会のほうに随時提供していただきながら、迅速な遅延のない対応を取っていただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

完成までの過程に今、議員おっしゃるようないろんな課題が発生することはもう十分可能性が高いわけでございます。したがって、これから実際に完成するまでに、議会の皆さん方に御理解をいただかなきゃならないような課題も出てくる可能性は十分あるかと思えます

が、現時点では私としてはとにかくいろんな話が舞い込んできておりますけれども、設計どおり質を落とさないでとにかくやること、それに専念をしてくれということを申し上げている状況でございますので、また、過程の中でいろいろ議会の皆さん方の御意見も聞かなきゃいかんことも発生するかもしれませんが、そういう場合は必ずお話を申し上げなきゃならんと思っておりますけれども、現時点としてはそういう基本的な考え方で進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○20番（川口誠二君）

この件について最後でありますけれども、要望といたしまして、やはり品質が低下をしないように、そしてまた、情報の提供については適時議会のほうに報告をしていただきながら迅速な対応を図っていただきたいということを要望して、次の項に入っていきたいと思えます。

職員の職員定数についてでありますけれども、答弁では今年6月1日現在で、正規が540人、再任用42人、任期付が2人、計の584人と答弁がなされております。直近5年間の推移はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。分かる範囲で結構です。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

直近5年間の退職者に対する採用者数ということで申し上げたいと思えます。再任用職員も含めたところで申し上げます。

平成29年度において、退職者数が29名に対しまして採用者数が32名、平成30年度、37名の退職に対しまして32名の採用、令和元年度、33名の退職に対しまして28名の採用、令和2年度、30名の退職に対しまして32名の採用、令和3年度、44名の退職に対しまして45名の採用でございますが、この45名につきましては、今年度7月に7名の新規採用を予定しておりますので、その数も含めてございます。

以上でございます。

○20番（川口誠二君）

ちょっと私が調べたところでは、まず、正規職員の数です。ここは5年間ぐらい見てみると、正規職員の数については減ってきていると。さらには、一方では再任用の数が増えてきている。差引きの数としてはやはり減ってきているのではないかなと捉えておりますが、いかがでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今、議員言われましたように、平成30年度から推移を見ますと、正規職員の数につきましては、平成30年度でいきますと567人、令和4年度でいきますと、今現在ですが540名、

会計年度任用職員につきましては、平成30年度でいきますと356名、今現在でいきますと390名ということで、正規職員数については減少しております。片や会計年度任用職員については上昇しているということが言えるかと思えます。ただ、その中で再任用職員の数も増えてきている現状でございます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

ちょっと基本的なところを抑えておきたいんですが、職員というのは正規職員、それに再任用職員、それと任期付職員。会計年度任用職員というのは、以前で言っていた臨時職員でしょう。臨時職員は定数の中に入っていないわけでしょう。定数の中でカウントされる人とカウントされない人の職種というか、今言った再任用職員と昔の臨時職員、ここを分けて説明をお願いしたいと思います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

定数カウントの人数ということでございます。

新規採用の話在先ほど7月採用ということを申し上げましたけれども、その数は抜いて御説明しますが、今現在、正規職員540人に再任用職員のフルタイムの数が8名で、548名ということです。先ほど申し上げましたように、7月の採用予定がございますので、その数を足しますと555名ということになります。会計年度任用職員につきましては、この定数カウント内には入りません。昔で言う嘱託職員とか臨時職員、こういった方については定数内にはカウントしないということでございます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

再任用職員にも2種類あって、フルタイムとパートタイムというのがあると思えます。数的にはパートタイムのほうが多いのではないかなと思っておりますけれども、パートタイムのほうは定数としてはカウントしないんですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

再任用職員のフルタイムのみが定員としてカウントいたしますけれども、いわゆる短時間、週4日勤務の再任用職員につきましては、この定数にはカウントしておりません。

以上です。

○20番（川口誠二君）

それでは、引き続き質問いたしますけれども、この5年間を見ても、正規職員の数が減ってきているということが言えると思えます。そういう状況の中で、その業務の量という

のは減っているんですか、増えているんですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。業務の量ということでございます。

私どもの認識としましては、やはり業務自体、非常に複雑化、高度化をしておりますし、業務量自体も増加していると認識しております。また、新型コロナウイルス関連の事業であったり、大雨による災害、こういったものも今毎年起きているということで、業務としては非常に増えておりますし、大変な状況だろうと認識しております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

業務の量は増えているのではないかという答弁でございました。

最近の退職者の数を見てみると、いわゆる定年退職以外の勧奨、さらには、普通退職の方々の数が目立って増えてきているのではないかなと思うわけですね。何で定年退職まで勤められないのか、そういった原因というのはどこにあるのか、把握されていますか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

やはり早期退職ということで、やはり個人的にいろんな理由がそれぞれあるかと思えます。1つは、やはり業務上の問題であったり、あと職場環境とか健康問題、こういったものも含めて要因としてはあるかと考えております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

いろいろ事情はあるかと思うんですけれども、やはりせつかく役所に入られたならば、私は定年まできちんと勤め上げていただくような、そういった環境づくりというのが必要じゃないかなと思っています。

さらにお尋ねしますけれども、今現在、病気休暇というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。そしてまた、その中でメンタル的な形でもう休まれている職員というのは何人いらっしゃるのか、把握していらっしゃればお尋ねしたいと思います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

病気休暇者につきましてですけれども、過去3年ほど調べておりますが、まず令和元年度におきましては、病気休暇者14名のうち、メンタル疾患による休暇者が7名です。令和2年度におきましては、休暇者数18名に対して、メンタル疾患患者数が13名、令和3年度におきましては、23名のうち14名がメンタルの疾患患者数、今現在におきましては9名で、うち全て9名の方がメンタルによる疾患患者数ということでございます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

それぞれの年度によって数も違ってはいますが、やはり病休の中のメンタル関係で占める割合というのは非常に高いわけですね。当然、復職をされた方もいらっしゃると思うんですが、そのまま辞められていったという方もあるのではないかなと思います。その辺はどのように把握されていますか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

人数でございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）令和3年度で2名の退職になっております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

メンタルの疾患というのは復職するのにかなり私は時間がかかるのではないかなと思っています。復職をされればいいんですけども、そのままもう復職もできなかったという方もいらっしゃるということであって、やはりこれらのことをもうちょっと対応すべきではないかなと。

労働安全衛生法の問題がありますけれども、やはり快適な職場環境をつくる、働きやすい職場環境をつくるというのは、私は人事当局の大きな課題だろうと思うわけですね。特に労働安全衛生関係では、産業医あたりも置かれておりますけれども、そういった産業医の相談によるメンタル不調の解消のための部分はやられていると思うんですけども、それでもやっぱりこれだけの療養休暇者がいるということは、私は十分ではないのではないかなと思っています。

快適な職場環境をつくることこそが、やっぱり住民サービスをより充実する手だてではないかなと思っているんですが、こういった状況の中で果たして質の高い住民サービスが提供できるのかということが私は大きく懸念されるわけですね。当然、職員の数にも私は問題があると思います。その点については人事課長、どのようにお考えでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

私も非常に重要なことだと認識しております。

メンタルヘルス対策におきましては、やはり心の健康を保つために、人事課としましてはきちっと研修を実施していくと。今現在も実施をしておりますけれども、引き続き実施をしていく。

また、臨床心理士によるカウンセリングであったり、あと産業医による健康相談、こう

いったものを開催しまして、職員の心と体の健康を守っていくという取組をやっていきたいと思っています。

また、メンタル疾患による休職者に対しましては、人事課としましても定期的に御家族であつたり主治医の先生方と連絡を取って、現在の病状であつたり復職に向けての相談体制というのをつくってございます。経過が良好ということであれば、そういった復職の訓練、こういったものを經由しまして、本格復帰に向けてそういった対応を取っているというところでございます。

ただ、病気の完治というのがやはり最優先になってまいりますので、そこは先生方や御家族、また本人、面談をしっかりとやって、そこは慎重に対応していく必要があるかと考えております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

病気の状況というのはやはり本人さんでないと分からないと思うんですよ。いつでも相談できるような、そういった窓口をきちんとつくっておくべきではないかな。やはりそういった疾患が出てからでは治癒するのも長く時間がかかるだろうと思うんです。ですから、何かあればもうすぐにでも相談できる、そのような体制を私はつくっていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

それから、時間外の問題ですが、答弁では、時間外勤務を命ずるに当たっては、業務の必要性や緊急性等を判断し、必要最小限にとどめると言っています。時間外勤務というのは、これは勤務命令なんですよ。現状として勤務命令でやられているのか、あるいは職員が、その事務作業を行わなくてはならない、仕事を行わなくてはならないということで残業を自らやっているのではないかなと思うわけです。きちんとした形で現場の管理者が、この業務については超勤命令を出しますよということになっているのか、そこを私は聞きたいわけです。いかがでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

時間外勤務につきましては、やはり各職場の所属長のほうにもそういったことでの指導、人事課としてはしっかりとやっていかなければならないとも考えております。

時間外については、今取組として各課終礼をやってもらっていますけれども、その中で課題の整理であつたり時間外勤務の状況というのを把握してもらっています。全職員がそういった情報を共有することによって、緊急性あるもの、必ずしなければならない必要性があるもの、そういったものを判断しながら、時間外勤務縮減については努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

そこで、時間外勤務の実態を教えてくださいと思うんですが、把握されていますかね。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

過去3年ほどの推移ということで、1人当たりの年間の時間外勤務時間数ということで申し上げます。

令和元年度につきましては123時間、令和2年度におきましては145時間、令和3年度におきましては1人当たり141時間ということでございます。

それと、年間360時間以上時間外勤務をした職員数ですね、令和元年度におきましては28名、令和2年度におきましては37名、令和3年度におきましては31名ということでございます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

時間外の多い少ないというのは職場によってばらつきがあるんじゃないかなと思っています。特に災害が発生すれば、やっぱり整備室あたりはかなりの残業をしないとはならないし、そして、コロナ禍の中では、担当課については休まず頑張っているということで、そういったところがあって、やっぱり360時間以上の人たちがいるのではないかなと思っていますけれども、仕方がないということではなくて、やっぱりそういった人たちの健康をいかに守っていくのかということが大きな課題だろうと思っていますね。

特にこれだけの難関を突破されて職員として採用された優秀な職員が、こういった過労によって精神的にも病んでくる。そして、辞めざるを得ない状況になってくるという状況というのは、私は八女市にとって大きな財産をなくすことになるのではないかなと思っています。ですから、基本的には、やはり住民サービスをいかに向上させていくのかというのが大きな視点ではありますので、そういったところでは、まず、職員一人一人が自分の健康は自分で守ることが必要ですけれども、それをやはりきちんとした形で組織として支えていく、そのことが私はある意味ではこれからの優秀な人材を確保するためにも大きな手法だろうと思うんです。その点について市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、職員の皆さんが常に不安を持ちながら、そして、厳しい精神的な負担に耐えながら努力をしてくれているという事実はもう間違いないわけですが、非常に私が心配しておりますのは、特に今、議員おっしゃったように、八女市というのは災害の発生件数が非常に多いということがある。災害対策、これは決して防災安全課、あるいは

は建設課だけの問題ではなくて、職員全員で対応しなきゃならないという課題でもあります。

また同時に、予算の関係も御承知のようにございます。新年度の予算規模、御承知のとおり39,970,000千円、これは人口の多い柳川よりも——柳川市は大体300億円ぐらいです。小郡市あたりで200億円、久留米市あたりでも200億円（127ページで訂正）。だから、1年間で今回の補正を入れて、5億円の補正になりますから約404億円になりますけれども、これを消化していくというのは私は非常にきついことだと思っています。

いつも特別交付税なんかの申請を国会議員の先生方にもお願いをいたしますけれども、昨年3月には6%特別交付税上乘せをしていただきました。そのときにも、実は八女市、こういう財政状況なんですよと話したときに、それは皆さんがきついですねとおっしゃっていただいたことがございまして、この予算を消化していく、このことは非常に職員にとっては厳しい環境の中にある。こういうことも、例えば、八女市職員を離れていく原因の一つではないかなという思いを実は私もしているところでございます。

それともう一点は、御承知のとおり、職員の新卒採用、採用された方の講習会を毎年やります。そして、職員の皆さんが自らテーマを決めて1年間活動するという、そして、報告会をするという事業をやっていますけれども、その中で私が皆さん方に一番申し上げているのは、自分の職場だけではなくて、ほかの職場、一緒に採用された仲間とか、そういう仲間同士の助け合い、協力し合い、絆づくり、これをしっかりやってほしいということを毎年新採用の職員に申し上げておるところでございまして、今、議員おっしゃるように、環境的には、今正直言って非常に厳しい環境の中にあると思いますから、これはいずれにしても十分検討しながら、そういう退職者ができるだけ出ないように、そして、やはりこのふるさと八女のために頑張ろうという職員を育てていくことが何よりも私どもの役割だと思っていますので、そういう面では議員の皆さん方にも御協力をいただきたいと思いますところございまして、お答えにならないかもしれませんが、様々な課題を、今、八女市の職員の皆さん方も抱えておりますので、できるだけ努力をして環境づくりをしていきたいと思っております。

○20番（川口誠二君）

せんだってからFM八女で流れておりました。令和5年度の採用試験について、大学卒業程度の採用試験を行うと。おおむね10名ぐらいということであっておりました。そしてまた、先ほどの人事課長の答弁で、実は今年7月1日に7名採用すると。この7名の採用については、令和3年度中に採用試験を行った分の採用ではなくて、新たに独自に採用試験を最近行って、そして、令和4年7月1日に新規採用として7名採用すると。その採用計画がどのようになっているのか。当然その退職者の把握とかというのはやられた上で令和3年度の採用試験についてはやられ、そして、名簿登載をされたんではないかなと思うんです。それが

不足をして新たに採用試験を単独でやって、そして、年度途中で7名の採用をするという、そういった採用計画そのものに対して私は不信を持つわけですが、予想しなかった状況というのが出たわけですかね。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

昨年の採用試験をさせていただいていたときに、採用者数の確保ができなかったということが1点。

それから、昨年度末に急遽普通退職者がちょっと多く出てしまった。この分については把握できておりませんでしたので、その関係で今回独自採用試験をしまして、7月から採用させていただくという流れになってございます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

普通退職が増えたと言われますけれども、定年退職と勧奨退職、普通退職とありますが、定年はおのずともう定年だから辞めていかななくてはいけない。勧奨というのは特例があって、一定の年齢になれば勧奨によって退職すると。普通退職は何もないままの普通退職ということで、退職金もかなり違うんじゃないかな。そういったことに、普通退職でやられること自体が、やっぱり何かの問題があって辞められていっているのではないかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

昨年度末でございますが、やはり健康上の問題とか御家庭の問題、あと個人の問題、人事課としましてもお話をしておりますけれども、普通退職という形で退職された方たちが出てきているということでございます。内容については今申し上げたような状況でございます。

○20番（川口誠二君）

それでは、今年も採用試験の話をさっきはしましたけれども、今年の退職、いわゆる定年退職とか退職者の数というのはもう把握されているんですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

申し訳ございませんが、今年度定年退職の方の数については今資料としてはございません。

○20番（川口誠二君）

資料としてはないということですが、今から退職勧奨を進められるということも含めて把握されると思うんですが、今年度の採用試験で、大卒程度でもう既に10名出されているわけですね。じゃ、そのほかにも予定はあるんですか。大卒以外の次の採用試験というの

も考えられているんですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

10名以上は定年退職で数としてあるのは間違いありませんけれども、申し訳ないんですが、正確な数字まで把握しておりませんでした。

それで、採用については、大卒で10名程度、それからまた、高卒程度ということで残りの採用試験を行う予定にしております。

以上です。

○市長（三田村統之君）

答弁の訂正をお願いしたい。

○議長（角田恵一君）

その前に、川口議員、今の答弁でよろしいですか。

○20番（川口誠二君）

はい。

○議長（角田恵一君）

じゃ、先ほどの答弁についての訂正があるということですので。

○市長（三田村統之君）

新年度、令和4年度の予算についてでございますが、先ほど私が、小郡、久留米200億円と申し上げたんですが、久留米は1,400億円（125ページを訂正）でございますので。ただ、小郡は200億円でございます。大変申し訳ありません。

○20番（川口誠二君）

人事課長が言う答弁について、さらに質問いたしますが、一応、大卒の10名程度の採用試験を予定しているということですが、それ以外にまた、例えば、高卒程度の採用試験も今年度も予定をされているわけですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように予定をしております。

以上です。

○20番（川口誠二君）

職員の確保については、答弁の中では、会計年度任用職員も含めたところで、財政的な部分も含めていろいろあるので、そういったところで対処してまいりますという答弁がされているんですけれども、私はこれはちょっとおかしいと思う。いわゆる会計年度任用職員というのは、以前言っていた臨時職員なわけですね。臨時職員というのは全く決裁権もないし、

そして、単なる事務的な補助要員なんですよね。でも本当に住民サービス、一所懸命やられております。ただ、位置づけが全く違うわけです。

やはり私はそういった住民サービスをきちんと提供するためには、それなりのきちんと、ある意味では職員として自覚が持てる、そういう人たちをきちんと配置をして、先ほど市長が言われました、財政規模からすれば、かなり負担になっているのではないかとということを考えているとするならば、私は正規職員を定数まで増やせとは言いません。やっぱりもう少し増やして、そして、住民サービスに徹していただく、そのような人材を私はつくっていただきたいと思っているわけですね。

既に今年度の採用の予定も入っております。やはり今の状況からすれば、再任用職員というのも職員の一人ですけれども、そういった再任用の方々というのは行政経験を持たれておりますので、そういった行政経験を生かしながら後輩の指導に徹していただきたいと思うんですけれども、やはり職員からすれば年上の人ですよね。ですから、そういった能力は持っていらっしゃってそういった能力の発揮はしていただきたいんですけれども、やっぱり当事者である職員としてはなかなかそこら辺が先輩に対して物が言えないという状況もあるのではないかと。そういった方々への指導というのもきちんと人事当局はやっていただきたいと思っていますけれども、やはりそういう状況で1対1の補充にはなっていないのではないかと考えているんですよね。

ですから、もうちょっと職員の数については定数をオーバーせろということは言いません。やはり住民サービスを提供するために今不足をしているならば、今やっぱりきちんと行政需要に合った職員の数というのが必要じゃないかなと思いますので、その点について最後、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

先ほども申し上げましたように、それぞれの基礎自治体で行政環境というのは異なっております。先ほど申し上げたように、八女の場合は非常に災害も発生しやすい状況にありますし、様々な課題が山積をして、そしてまた同時に、将来の八女市づくり、次の世代の皆さん方がしっかり頑張っていける、希望の持てる基盤づくりをしていかなきゃならない極めて重要な時期でございます。

人事の問題につきましては、今後、議員の御意見も参考にしながら、私どもとしてはこれからの八女市の行政運営に対して支障がないように検討はしてまいりたいと思います。

○20番（川口誠二君）

人事に関しては議会側がとやかく言うべきことじゃないんじゃないかと、あくまでも管理運営事項でありますので、やっぱり執行部の主体性、ここに任せるということが基本だろう

と思うんですけれども、住民の立場に立ったときにはそういうわけにはいかんということでございますので、市長のほうから前向きな答弁をいただきました。今後採用計画もあるみたいでありますので、そういったことも十分踏まえていただきながら、今後も人事政策については当たっていただきたいということを強く申し上げて、私の一般質問を終わっていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

20番川口誠二議員の質問を終わります。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番川口堅志議員の質問を許します。

○4番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。4番川口堅志でございます。

新型コロナウイルス感染状況は、八女市におきましても少しずつ落ち着いてまいりました。これから共存しながら、ストップした経済を立て直していかなければなりません。ワクチン接種も進行してまいりました。一日も早く元の生活に戻ることを祈念いたします。

本日は、高齢化が進み、農地が荒れ放題でございます。そこで、荒廃農地防止対策状況について質問させていただきます。

1つ目は、荒廃農地の発生防止について対応策はどのように考えているのか。2つ目、荒廃農地再利用の可能性についてどのように考えているのか。3つ目、農業振興地域指定の定義はどのようなものか、この3点をお伺いいたします。

詳細は質問席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

4番川口堅志議員の一般質問にお答えいたします。

まず、荒廃農地について。

荒廃農地の発生防止について対応策はどのように考えているのかという御質問でございます。

農業委員会において、毎年8月から10月にかけて農地パトロールによる地域巡回を行い、荒廃農地の把握に努めております。その中で判明しました再生利用が可能な農地につきましては、耕せるうちに耕せる人へバトンをつなぐよう、受け手の掘り起こしや所有者へ適正管理の指導を行い、荒廃農地の拡大防止に取り組んでおります。

また、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の活用により、農地や農業施設の維持、地域コミュニティの活性化等、持続的な農地維持と荒廃農地の発生防止、解消につながっていると考えます。

次に、荒廃農地再利用の可能性についてどのように考えているのかという御質問でございます。

森林・原野化しているなど、農地に復元することが著しく困難であると見込まれる農地や、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地につきましては、農地からの除外を検討し、本来守るべき優良農地との明確化を図ります。その後、農地から除外された土地につきましては、所在によりますが、他用途として活用の可能性が見込めると考えます。

最後に、農業振興地域指定の定義はどのようなものかという御質問でございます。

農業振興地域とは、今後とも長期にわたって総合的に農業振興を図るべき地域であり、福岡県が指定をしております。また、農業振興地域内に本市が農業振興地域内農用地等として優良農地を1筆ごとに指定しております。この農業振興地域内農用地等とは、10ヘクタール以上の集団的農地、土地改良事業の対象地、地域の農業を振興する上で必要と考えられる農地等になります。

なお、農業振興地域内農用地等として指定された土地を他用途で使用する場合には、関係法令に基づき除外等の手続が必要となります。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（川口堅志君）

それでは、荒廃農地発生防止についてお伺いをしていきたいと思っております。

政府は食料・農業・農村基本計画、令和2年3月31日閣議決定を次のようにされております。荒廃農地の発生防止・解消等について、「多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。」と記載されております。

このような計画がある中で、耕作がされていない農地所有者はほとんど高齢者により後継者のいない農地がほとんどでございます。このような状況下において、新規就農者による農地提供は荒廃農地を整備して提供することも必要だと思っておりますが、視野に入れているか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

新規就農者における農地やハウス等生産施設の確保、支援につきましては、直ちに所得が得られるほ場や施設であること、こちらのほうを基本として考えております。特に中山間地域で盛んに行われております果樹などの営農作物、こちらにつきましては植栽から収穫まで複数年を要しますので、基本的には荒廃農地ではなくて、所得がすぐ得られるような農地、こちらのほうの確保、支援を行っております。

その後に新規就農者の方が、例えば、労働力が余っているので、規模拡大をやりたいと。所得を上げたいので、規模拡大をやりたいということで御相談があった場合には、荒廃農地を含んで様々な農地のほうの活用を模索する必要があると考えております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。

農地を再生するには相当の労力と費用が発生します。個人ではなかなか負担が不可能な状況だと思われそうですが、荒廃農地整備の再利用の際に助成金、それから補助金などはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農地整備につきましては、小規模であります整備につきましては、市の単独事業であります八女市小規模土地改良事業補助金、こちらのほうの活用が一番便利かと思えます。また、規模が大きくなるような場合、そちらにつきましては県営事業の活用が最も適しているかと思えます。そのほかといたしましては、例えば、果樹関係で品種更新を行いながら、簡易な地ならし、そちらのほうを行うときには国の果樹経営支援対策事業が有効に活用できる補助金だと思っております。

いずれにしても、生産者の希望に寄り添った御相談を受け、適切に補助事業を採択したいと思っております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

分かりました。

それでは、各種事業を活用する上で、活用条件として認定農業者、それから認定新規就農者でなければならない場合がありますが、今の説明のあった農地整備については認定農業者等の条件はどのようになっているのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

ただいま説明しました八女市小規模土地改良事業補助金、県営補助事業、整備事業ですね。

それと国の果樹経営支援対策事業、こちらにつきましては、いずれも認定農業者、認定新規就農者の条件は該当しておりません。どなたでも使っていただけるような事業となっております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございます。

農業については、家庭菜園から専業農家まで、それぞれ農家が目指す規模がまちまちでございます。しかし、農地法において、農地を取得したり借り受けたりする場合は一定の下限面積が示されていると思います。荒廃農地を減らすためには、あらゆる耕作希望者へ農地を提供したほうがいいと私は思っておりますが、そこでお伺いをいたします。

八女市農業委員会が示している下限面積はどれぐらいでしょうか。また、新規就農者を目指す方などには特例措置があるのでしょうか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

八女市農業委員会においては、農地の取得や貸借、こちらの下限面積につきましては40アールと定めております。また、お尋ねの新規就農者及びイチゴとか、ナスとか、施設園芸をされて、40アールじゃ面積が大き過ぎる場合もございます。そういう希望者については、農地法と別に農業経営基盤強化促進法というものに基づきまして、売買はできませんが、貸借のみは下限面積が設定されていませんので、そちらのほうの法律で対応しているところでございます。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

しっかりと進めていっていただきたいと思います。

それでは、荒廃農地再利用の可能性についてお伺いをしていきたいと思います。

荒廃農地の活用には農業以外の利用方法も視野に入れて考えなければ、いつまでたっても先に進まないと考えられます。しかし、農地法に基づき、転用の手続が必要になると思います。どのような条件で他用途として活用できるのか、転用の基準要件についてお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

転用の基準要件として2つございます。立地基準と一般基準の2つがございます。

立地基準につきましては農地の広がりですね。例えば、10ヘクタール以上の広がりがありましたら第1種農地、それ以下でしたら第2種農地、また公共施設とか下水が近くに通って

おりましたら第3種農地とかいう形で1つは農地の区分を判断させていただきます。

もう一つの一般基準ですね。こちらにつきましては、例えば、開発に伴う関係法令、建築基準法であったり、都市計画法であったり、そういった部分の許可の見込みですね。そういう許可がきちんと下りるのか、下りないのか。また、大事なのが周辺の営農へ支障がないということですね。こちらのほうを照らし合わせて、最終的には転用の実効性、確実性と周辺農地への被害防除措置などを鑑みまして判断を行います。最終的にはそれらを総合的に判断して、県が転用の許可を行うものとなります。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

ただいまの条件の中に転用の確実性というのがありましたが、八女市においてどのような転用が多く、農業以外の活用が図られておりますでしょうか。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農業以外への活用の方法といたしましては、まず中山間地域ですね。こちらにつきましては、営農する上で条件が悪いとか、そういった部分については山林等への転用が主に見受けられます。また、集落付近の転用につきましては、一般住宅とか集合住宅、そういった住宅関係への転用が主な転用となっております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

それから、耕作放棄地については、農家の減少や高齢化などにより全国的にも課題となっております。八女市においても大きな課題だと思っております。しかし、関係法令において、なかなか他用途への変更も厳しい状況でございます。現段階で荒廃農地の今後の対策として、農地再生、また農地利用についての具体的な方針はございますでしょうか。また、事例はありますでしょうか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

八女市において荒廃農地の再生につきましては、市長答弁にもありましたとおり、農業委員会においてパトロールを行いまして、再生できなくなる前に、再生可能なうちに草刈りなどを行っていただき、農地保全管理を推進しております。また、他用途への活用につきまして、具体的な方針や事例は現在のところございません。

しかし、地域の担い手農家の育成という観点から申しますと、地域内の優良農地につきましては次世代へつないでいくべきと。それが重要となると認識しております。議員の当初の発言にもありましたとおり、中山間につきましては中山間地域等直接支払制度、こちらのほ

うの制度内の集落協定で、きちんと次世代につなぐべき農地、集落内でこの農地はいいから若いやつに譲らないかなということをまず共有していただいて、集落内できちんと話してもらって、共有認識を持ってもらうことがまず荒廃農地の発生防止につながるものと認識しているところでございます。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

分かりました。よろしく願いしておきます。

それでは続きまして、農業振興地域について質問をいたします。

農業振興地域に関する制度に限らず、様々な制度において指定期間というのが設けられております。一定期間が過ぎれば規制が緩和されるケースもあると思います。農業振興地域制度においても指定期間はございますでしょうか。また、規制緩和されることもありますでしょうか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたが、農業振興地域、こちらの指定については福岡県で行っているものです。指定の期間や変更など、規制緩和につきましてはされることはないと認識しております。

しかし、八女市が1筆ごとに指定しております農業振興地域内の農用地等につきましては、土地改良事業が行われた土地ですね。例えば、基盤整備が行われた土地、そういった公的事業が入った土地については、原則、農地以外への活用については禁止となっております。しかし、土地基盤整備等が竣工後8年以上経過している農用地等につきましては、農地の周辺部であること、また農業の担い手の営農継続に影響がないこと、こういった条件を合わせたところでクリアすれば可能となっております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

それでは、農地以外に利用する場合、農地等の指定の除外をしなければならないのですが、手続に一定の期間を要すると思います。農地等の指定の除外はどのような手続が必要か、またどれぐらいの期間が必要か、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農業振興地域内の農用地として指定された土地を除外する手続につきましては、農用地利用計画変更申請書により除外の手続を受け付けております。また、除外の手続に必要な期間といたしましては、県など、そういった機関に意見照会を求めたり、あと公告縦覧の期間が

必要となりますので、大体平均したら10か月から1年ほど時間を要することとなります。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

それでは、農地の所有者が死亡等により所有者不在の場合、除外を行う申請者は誰になるのか分からないとよく聞くこともあります。指定除外申請時に未相続などによる所有者不在や体調不良などで申請に行けない方など、除外申請手続きができない場合はどのような手法により申請できるのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

除外手続きにおいて、所有者の方がお亡くなりになられて相続が完了していない、そういった形で所有者が不在の場合には、基本的には相続人代表を立てていただいて手続きを行うことは可能となっております。また、入院等でどうしても申請に本人が来られないという場合については、代理人を立てていただいて、代理人に委任するような形で代理人が全ての手続きを行うことが可能となっております。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。

最後になりますが、管理が十分行き届いていない農地の近隣の方から尋ねられることについて質問します。

管理不十分により雑草の繁茂や鳥獣被害などの影響を受け、所有者に連絡を取ろうとしますが、なかなか所有者の連絡が分からず、困っている方からの問合せがよくあります。農地については個人情報守秘義務の観点から、なかなか情報を得るのが困難な状況だと思います。そのような場合、所有者の確認方法はどのようにすればよいか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農地の管理不足ですね。例えば、草が繁茂しているとか、中にはひどいところは木が大きくなり過ぎて農地の原形をとどめていないような形の場合もございます。そういった部分で日常生活に周りの方が影響が出ると。また、周りでの営農上、支障が出るということで御相談いただきました場合には、農業委員会のほうが所有者、もしくは耕作者、こちらのほうに農地の適正管理のお願いということで文書のほうを通知させていただきます。これによって、いついつまでにきちんと管理をされてくださいということでお願いの文書を送信して、農地の維持管理の推進を図っているところでございます。

ただ、こちらのほうはお願いの通知文になりますので、法的な根拠、法的な縛りとかがご

ございませんので、なかなか1回、2回では忙しくて草刈りできないよということで返事が返ってくる場合もございますので、農業委員会事務局といたしましては粘り強くそういった方にも再度通知して本人と連絡を取りまして適正管理をお願いしているところでございます。

現在、多くの方がきちんと、数回お願いすれば適正に草刈りとかを入れてもらえるような状況が多く見受けられます。

以上となります。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。

専門分野はほとんどの方が分からないまま諦めてしまっております。今後も市民目線で市民の方々の相談、そしてサポートをしっかりとお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

4番川口堅志議員の質問を終わります。

午後1時50分まで休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆様こんにちは。8番高橋信広でございます。本日、最後となりますが、いましばらくお付き合いいただければと思います。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、人口減少対策について及び八女市DX推進戦略についての2点についてお聞きいたします。

まず、人口減少対策についてですが、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」目標に向けてを副題として、5つの観点でお尋ねいたします。

集約しますと、1つは人口減少の緩和策がどのような状況にあり、問題解決のために今後、対策をどのように講じていかれるのかと。いま一つは、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のキーワードというべき関係人口を掘り下げて、より明確化することで、本市にとってどのような施策が人口減少対策につながるかをお聞きいたします。

特に関係人口の創出、拡大については、私自身、二地域居住の取組について注目していますが、本市も全国二地域居住等促進協議会に加入されており、今後の積極的な取組に期待し

ているところでございます。

2点目は、八女市DX推進戦略についてです。

この計画は、今年3月に作成されましたが、庁内機構には新たにDX推進室が設置され、デジタル化推進に対してのスピード感と意欲に期待感を持っております。

一方、このデジタル化の推進に当たっては、国、県との連携が重要であり、欠かすことはできませんが、それぞれの役割分担を明確にした上で取り組む必要があると考えます。

そこで、デジタルトランスフォーメーション推進戦略を基にデジタル化の推進をどのように取り組んでいくのかをお聞きいたします。

以上、2点について、執行部におかれましては明確な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。あとは質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、人口減少対策についてでございます。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」目標に向けてというテーマとしての御質問でございます。

まず、人口戦略の施策に関する取組状況はというお尋ね、また、人口推移の実態を踏まえて課題、対策をどのように考えているのかという御質問でございます。

平成27年度から令和2年度までを期間とする第1期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市では人口減少対策として様々な取組を行ってまいりました。その結果、主な指標では、新規創業・起業者数や合計特殊出生率において目標値を達成しており、最終年度である令和2年の国勢調査人口は、推計人口を380人上回るなど、総合戦略に掲げる施策の効果が現れていると考えております。

しかしながら、本市の将来推計人口は、第1期と比べ、さらに減少幅が拡大すると予想されています。今後も第2期総合戦略に基づき、マイホーム取得支援事業をはじめとする移住・定住施策、観光・交流事業の推進、関係人口の拡大、創出など、各種の事業を行いながら、人口減少に歯止めをかける取組を進めてまいります。

次に、東京23区をはじめ東京圏からの移住者を呼び込むための具体的なUIターン促進策はどうかというお尋ねでございます。

本市では、八女市地方創生移住支援事業に取り組んでいます。令和3年度からは東京圏に加え、名古屋圏及び大阪圏を加え、3件の実績がございました。

令和4年度からは、18歳未満の方お一人につき300千円の加算をすることとしており、引き続きUIターン促進に努めてまいります。

次に、関係人口の創出・拡大を図るに当たって、本市としてのターゲットや優先順位等、

関係人口に対する基本的な考え方はという御質問でございます。

関係人口の創出、拡大については、地域活力の低下を防ぐ取組として、第5次総合計画や第2期総合戦略において、基本目標及び主な取組として位置づけており、若い世代を中心に、幅広い世代を対象に取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、まちのコイン、ふるさと絆便事業をはじめ、地域おこし協力隊、東京八女ふるさと会、ふるさと納税事業などがこれらを推進する取組であり、地域外からの多様な人材の関わりを促進し、本市への新しい流れをつくってまいります。

次に、関係人口の創出・拡大による地域活性化を目的としている、まちのコイン事業及びふるさと絆便事業の現況と課題はどうかという御質問でございます。

まちのコイン事業及びふるさと絆便事業の現況につきましては、配信している資料のとおりでございます。

昨年度は、コロナ禍での人流抑制や3つの密の回避等によりイベントやPR活動が制限されましたが、今後は、基本的な感染防止対策を徹底しながら効果的な情報発信等を行い、関係人口の創出、拡大につなげてまいります。

次に、暮らしのあり方や働き方が多様化している中、二地域居住及びテレワークの推進を積極的に取り組むべきではないかという御質問でございます。

今般、コロナ禍において、密を避けるための地方志向が高まり、また、テレワーク等の就業環境が整い、生活の場の自由度が高まりつつある中、就業場所の柔軟性が高まり、「新しい生活様式」に沿った二地域居住が可能となってきました。

本市におきましては、そのような方々に対し、空き家バンク制度等を活用しながら対応しており、今後も引き続き、取組の推進を図ってまいります。

次に、八女市DX推進戦略についてでございます。

福岡県DX戦略との整合性あるいは連携が必要と考えるが、どのように進めていくのかという御質問でございます。

福岡県では、県内の53市町村と福岡県で構成する、ふくおか電子自治体共同運営協議会が設置され、本市も加入しております。本協議会は、福岡県と市町村が連携、協働して電子自治体を構築するとともに、地域情報化の推進に寄与することを目的としており、これまでも自治体情報化の分野において連携を図っております。

今後、自治体DXの分野では、さらに国や県との連携が不可欠になりますので、情報共有を行いながら関係機関との連携に取り組んでまいります。

次に、DX推進を担うデジタル人材確保が重要な課題であるが、どのような考えで推進体制を構築するのかという御質問でございます。

自治体DXの推進に当たっては、デジタル社会に向けた意識変革が重要であります。デジ

タルスキルを有する人材を育成するため、行政や地域のデジタル化に関する必要な研修を実施し、職員の意識改革を図ります。デジタル人材確保については、本市が求めるデジタル人材像を設定し、魅力的かつ効果的に情報発信を行い、デジタル社会に対応できる人材の確保に努めてまいります。

また、高度で専門的な立場から支援や指導が可能な外部からのデジタル人材の活用についても検討しております。

次に、マイナンバーカードを利活用できる施策は、具体的に検討されているのかというお尋ねでございます。

マイナンバーカードの利活用としては、コンビニ交付サービスを導入し、全国のコンビニ等において各種証明書の交付を可能にすることで市民の利便性向上を図っております。また、国では健康保険証や新型コロナワクチン接種証明書のスマートフォン利用等が進められております。

今後、さらなる市民の利便性向上のため、行政手続のオンライン化をはじめとする効果的な利活用について、検討を進めていく考えでございます。

最後に、高齢者をはじめとしたデジタルデバインド対策は、どのように講じていくのかという御質問でございます。

地域社会のデジタル化を進めるには、情報格差の課題解消が重要であります。高齢者をはじめとした、いわゆるデジタル弱者を支援する仕組みとして、スマートフォン講習会の開催や、デジタル活用支援員の確保などによるデジタルデバインド対策に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○8番（高橋信広君）

まず、今回、この人口戦略という言葉を使っておりますが、先日、改めて総合戦略の第1期と第2期を確認させていただきました。

そこで、私は総合戦略の第2期の中に、総合戦略というのは、戦略人口を達成するための人口戦略——戦略人口というのは人口ビジョンで示した戦略人口ですね、これを達成するための人口戦略ということが示されております。

よくよくその中を見ていきますと、3つの論点があるのかなと思っています。1つは、人口減少の抑制策ということで、当然、移住・定住をはじめとした自然増、あるいは社会増をどうするかと、これは子育て支援等も含んでのことと。

それからもう一つは、地域経済の活性化。これは市民の生活基盤を強化するという事も含んだ地域経済、あるいは観光政策ということが入っていると思います。

それからもう一つが、地域社会活動の持続化ということがポイントかと思っています。これは、総合戦略の第1期のほうにも入っていますが、ここが非常に弱かったと。ここを第2

期の中に強化して、新たな視点で政策をつくっていこうという総合戦略になっていると私は解釈しております。

そこで、まず第1期総合戦略の成果、それから反省点のポイントと、それから、第2期総合戦略の目標に向けての考えを簡潔にお願いいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

第1期の反省点、課題等につきましては、平成27年度から令和2年度を期間とする第1期の総合戦略については、毎年度目標に対する実績の評価、検証を行っており、重要業績評価指標、いわゆるKPIでございますが、この達成状況、主要事業の取組について、市の内部で検証、また、これと併せまして、外部の有識者懇談会において説明を行い、各会からの意見をいただきながら効果検証を行ってきたところでございます。

令和2年度については、全41評価指標の事業のうち23事業、率として56%が概ね順調に進捗している状況でございます。令和元年度と比べますと、コロナの影響等もございまして、観光や交流の分野をはじめ、様々な分野でKPIの数値が落ちている部分がございます。

第1期、6年間の総合戦略の総括、反省として申し上げますと、人口の推移につきましては、第1期の最終年度であります令和2年において、推計人口が6万273人ございましたが、国勢調査人口が6万653人となっております。

人口減少にブレーキをかける取組を行った場合の予測である戦略人口、いわゆるこれは目標値でございますが、この戦略人口6万675人からは22人少なかったところでございますが、推計人口からは380人増加したということでございます。この面では、総合戦略による取組の効果が出ているのではないかと考えております。

施策の面でいいますと、課題といたしまして、いわゆるKPIの達成が厳しかった分野として、産業育成の分野、若者の就業支援の分野などがございます。引き続き雇用創出、仕事づくりの施策をより一層力を入れていかねばならないと考えております。

そのほか、移住・定住、子育て支援の分野につきましては、KPIでも順調な数字が出ておりまして、一定の効果が現れていると認識しております。

第2期の総合戦略につきましては、第1期の大きな骨格である4つの基本目標を基にしておりますけれども、新しい視点といたしまして、基本目標に対し、多様な人材の活躍の推進、新しい時代の流れを力にするという2つの横断的な目標を設定しております。これによりまして、それぞれの施策に関連づけを行いながら、各種の事業を推進していくことにしております。

新しい地方創生の流れとして、多様な人材の活用により地域の担い手をつくること、併せまして、未来技術の活用など、これはDXの推進につながっていくものと捉えておりますが、新しく取り組んでいくべき地域課題が出てきております。新型コロナウイルス感染症への対

応もそうでございますが、これらを取り入れながら第2期の総合戦略に取り組んでいくこととしております。

いずれにしましても、新しい人口ビジョンの資料からも、今後の将来推計として人口の減少幅が拡大していくことが予想されておりますので、引き続き厳しい状況の中で、しっかりと総合戦略の施策を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今度、具体的な数値を出していただいております。人口推移表、これを見ますと、この2年、令和2年度、令和3年度が極端に今までの人口減少幅が縮減されています。

それからもう一つは社会増減のところ、令和3年度については転入者が転出者より多いという数字も出ております。この辺りはコロナの影響なのか、この辺りに特殊な要因がひょっとしたらあるのかもしれませんが、少しこの数字について御説明を簡単にいただくと、ポイントだけ、今の転出と転入も含めて御説明いただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

人口推移表につきましては、配付しております資料のとおりとなっておりますが、この10年分を見ますと、平均で年間774人の人口減となっております。

特に平成30年度と令和元年度につきましては、それぞれ951人、992人の減となっておりますが、令和2年度につきましては665人の減、令和3年度は426人の減ということで、減少数につきましては、かなり改善と申しますか、緩やかになっているところでございます。

自然増減につきましては、毎年500人前後の減となっておりますが、出生者については10年前と比べると約1割の減ということになっております。

また、社会増減につきましては、この10年間でかなりばらつきがございます。ここ最近で申しますと、平成30年度が424人の減、令和元年度が405人の減でございましたが、先ほど議員も申し上げられましたとおり、令和2年度につきましては74人の減、令和3年度につきましては94人の増と、数字の上では非常に改善が見られているところでございます。

ちなみに、昨年度、令和3年度につきましては、年度末である3月に一時的に外国人の方の転入が増加しておりまして、その分が少し数字に影響していると見ております。

しかしながら、それを勘案いたしましても、この社会増減、転入、転出の比率といたしましては、非常に改善が見られていると考えておりまして、これは、1つには、コロナの関係で全国的にも人の移動というのが若干減少していることも考えられますが、やはり本市で取り組んでおりますマイホームの取得支援事業をはじめとする移住・定住対策の効果が現れているのではないかと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今、お話があったように、令和3年度には少しイレギュラーという特殊な要因はあるとはいえ、この2年間、転入、転出者のこの関係というか、イーブン近くまで来ているということについては本当にいい傾向、これは施策が実ってこうなっていれば、非常にありがたいんですけど、この辺りもう少し数年、注力する必要があるのかなと思います。

それからもう一つ、昨年でしたかね、同僚議員の質問に対して、転入、転出についてのアンケートをぜひ取るべきだという提案もあって、私も大分前にしたことがあるんですが、それを実施するというので、これは追加資料で請求はさせていただきましたけど、資料もできたこともありますけど、これについて少し御説明、それから傾向、分かったこと、もしあればお答えいただけますか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

昨年、実施した転入、転出のアンケートの結果でございますが、これまで議会の一般質問等でも御意見をいただいておりますアンケートにつきましては、通常の異動届では把握できない転入、転出、転居ですね、これらの理由を把握して、今後の人口減少対策に反映させることを目的に、昨年の3月末から調査を開始しております。

この調査につきましては、窓口で異動届を出される方に対して、本庁と各支所の窓口に設置するタブレットと御自身のスマートフォンで任意回答していただく方法で実施いたしております。今回、約1年間の調査期間の中で、回答数につきましては転入が52件、転出が59件、転居が26件となっております。

結果の概要ということで、ポイントとなる部分を御紹介いたしますと、年代といたしましては、転入、転出ともに若い世代が多くなっております。

転入につきましては、20代が44%、30代が31%、40代が9%と、20代から40代までで約85%を占めております。

転入の理由といたしましては、仕事上の都合が59%、家庭の理由が23%、住宅の都合が10%などとなっております。

また、転出につきましては、20代が56%、30代が19%、40代が10%ということで、こちらも20代から40代までで約85%を占めております。

転出の理由としましては、仕事上の都合がやはり一番多くて47%、家庭の理由が31%、学校上の都合が8%、住宅の都合が5%となっております。

転出先を選ばれた理由でございますが、これは重複回答も可能とした設問でございますが、職場、学校の近さ、交通の利便性、買物など日常生活の利便性等が多くなっております。

今回、初めてアンケートを実施したところでございますが、反省点といたしましては、アンケートの回答数の少ないことと併せて、転入、転出の理由、特に転出については、もう少し突っ込んだ本音のところを引き出せるようなことができないかと考えております。今後もう少し先進自治体等を調査研究しながら、人口減少対策に向けてさらに有効なデータを取得できるような調査の在り方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

結果を見まして、私どもで感じておりますのは、やはり仕事の関係での転入、転出が多いことから、雇用創出、仕事づくりの分野の施策を今後もしっかり取り組む必要があると考えております。

そのほかにも、家庭の理由、学校上の理由が多くなっております。お子さんの進学を機に通学に便利な自治体へ転出されているというケースもよくお聞きするところでございます。これまでも取り組んでおりますが、やはりできるだけ通勤、通学がしやすくなるような施策についても、継続してしっかりやっていくということが必要であると考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

しっかり分析もしていただいています。ただ、先ほど反省の中にありましたが、アンケートの取り方、これについては、やっぱり研究する必要があるのかなと。やっぱりサンプル点数が非常に少ないということと、転入に対してのアンケートも当然、大切なんですけど、なぜ転出するかというところを我々は知る必要があると思いますので、そこを継続的に今後もアンケートを取っていただくようにこれはお願いして、この件については終わります。

それから、この資料の一番最後の中に、婚姻数、それから右側には結婚サポートセンターでの婚姻数というのが入っています。傾向値から見ると、少し減っているなという、これがチクロスに移転したのは2年前ですかね、一つにはこの辺の影響があるのかなと危惧しておりますけど、ここについてどういう見解かお答えいただけますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

御質問の結婚サポートセンターにつきましては、御案内のとおり、2市1町での広域での取組でさせていただいております。令和2年に事務所を筑後市のほうに移転させていただきましたわけでございます。

移転後につきましては、皆さん利用者の声といたしましては、建物が新しくなったことと、また、女性目線でのいろんな配置で入りやすくなった、また、交通の便がよくなったという御意見をいただいております。市外在住の女性の方の会員数が増えてきているところでございます。

また、資料の婚姻数につきましては、4件ということでございまして、少なく感じるところ

でございますけれども、全体では17件のうち、八女市に在住された方は4名ということでございます。

この点につきましては、今後、1市1町とも連携を取りながら、しっかりと婚姻数の増加に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ここについては、移転した傾向値を含みながら、今、おっしゃった連携をしっかりとやっていただきながら、少しでも八女市に住んでいただける方々が増えるようにぜひお願いしたいと思えます。

次に進みたいと思えます。

東京23区をはじめとしたという移住者を呼び込む施策なんですけど、市長答弁の中には事業というところでお話をいただいていますけど、この事業というのは、全国ほとんどのところが多分やっていることだと思えます。

まず、前回、これはもう令和元年の9月議会のときにも同じような質問をしています。ちょうどそのときに東京から呼び込もうという、東京一極集中を分散させようという国の意向、その辺りから始まったんですけど、そのときに、ふくおかよかこ移住相談センター、ここと連携して、少しでも情報交換をしながら移住者を増やしていこうという答弁をいただいております。こことの連携がどういう状況なのか、それと実績はどうなのか。

実績についてはこの前の土曜日、6月11日の西日本新聞にちょうどふくおかよかこ移住センターを通じた移住者は、令和2年度、それから令和3年度の合計が591名いらっしゃるということが出ていました。その中には、福岡市を中心とした都市圏、ここが非常に多いと。周りはどうかというところはそこには書いていなかったんですけど、実績も含めてどうだったというところがあれば、併せてお答えいただけますか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

私のほうでふくおかよかこ移住相談センターの総数について把握をしているわけではなくて、私のところでは移住支援金の相談を受けた件数として把握をさせていただいているところなんです。

昨年度は移住相談センターから移住支援金の相談がありましたよということで情報提供を受けたのは2件ございました。そのうち1件については、今、申請の準備段階ということでございます。昨年の移住支援金の申請実績3件には、その数は含まれておりません。

説明は以上でございます。

○8番（高橋信広君）

数字はいいんですが、要はこの移住相談センター、これは福岡市と、それから東京に2つございます。その窓口2つでのこの591名だと思うんですが、要は所管として、この移住相談センターとのコミュニケーション、情報交換、あるいはこちらからの情報提供、こういうことをきっちりされているかどうか、そこはいかがですか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

状況に応じて、メール、電話等で情報は交換させていただいているところでございます。

コロナ禍もありましたので、なかなか対面してお話もできていないところもございまして、そういうところは今後、手を挙げていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ここについては、あまり突っ込んだ話はしませんが、やはり東京23区からせっかく人を分散させようという国の施策もあるので、実際そうやって分散が進んでいるわけですね。なかなか地域エリアからしたら厳しいんですが、やっぱりせっかくある福岡移住相談センター、ここを活用するしかないということでしょうから、東京事務所を出すとかそういうこともお考えないので、ぜひここを拠点に情報交換をしっかりと、1人でも2人でも、1世帯でも2世帯でも増えるような施策をぜひ打っていただいて、これは要望としてお願いします。

次に、少し関係人口のほうに入りたいと思います。

関係人口については、当初、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうには、定義としては、交流人口以上定住人口未満ということが言われておりました。その中にも少しいろいろ、より具体的などという言葉もないことはないんですけど、定義としてはそういうことだったと思うんですね。それで、今年の総務省が2月8日付で関係人口の創出・拡大に向けた取組についてというのを発表されています。

その中に、関係人口に関する政府方針というのが示されておりましたが、そこには第2期総合戦略に示す関係人口の概念は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々と明確に定義づけています。このことについて、所管としてはどういう捉え方をされているか、これについてお答えできますか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

関係人口の創出、拡大につきましては、国の総合戦略においても、基本目標として掲げられておまして、今後、都市部から地方への人の流れをつくる施策として、この八女市におきましても重要な課題であると考えております。

政府の方針を見ますと、関係人口につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、

特定の地域に継続的に関わると定義づけがされておりますが、この資料を見ても、地方の暮らしを体験すること、地方と都会の暮らしを使い分けること、地方の祭りやボランティア等で定期的に関わっていくということが記載をされております。

このような取組を通じて、地域外の方が地域の担い手になっていくこと、そして、将来的には移住につなげていくということが施策の方向性として示されているところでございます。

関係人口は、いわゆる移住・定住人口と交流人口の間にあるものとされておりますが、この関係人口につきましては、地域との関わりや思いの強さに応じて、様々な段階、ステップが存在すると考えられております。

イメージ、事例といたしましては、いわゆる交流人口に近いところで最初の段階として、特産品の購入であったり、ふるさと納税などがあると思いますし、その次の段階としては頻繁な訪問等がございます。さらに、その次の段階につきましては、現地ボランティア活動への参加や二地域居住などがあると考えております。

本市の関係人口の取組につきましては、先ほど市長答弁にありましたとおりでございますが、民間の活動におきましても、例えば黒木町の笠原で実施されている山村塾などの農林業体験等がございます。

このような事業につきましても、関係人口の創出、拡大につながる重要な取組の一つであると考えております。こういった民間の取組としっかり連携していくことと併せまして、八女市の施策として関係人口のステップアップを促しながら、地域外の方に地域づくりの担い手になっていただくということは、本市の取組として大切なことであろうと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひそういう方向で進んでいただきたいんですが、さらに今の話をもう少し関係人口をより具体化して、やっぱり施策を練っていただきたいんですけど、言い方はこういうことでののか分かりませんが、やっぱり重点ターゲットを決めるとか、そういう中に、私個人でいるんなどところを見た中では、伊賀市のIGABITO（伊賀びと）育成事業とあります。ここについては、伊賀市自体が関係人口とは伊賀に興味、関心を持ち、地域に貢献する人材をとということで定義づけていますね。そこまで定義づけて関係人口を絞り込んでやっている。もちろん、そのほかはそのほかでいろいろな施策をやっているとは思いますが、関係人口をもう少し絞り込んだ形で、先ほど言われたように地域にいろいろと貢献していただくような方々を増やしていこうと。

ここについては、市内の中で若い人たちをまず募集して、それから次の段階で市外の人たちを巻き込もうという考え方ですね。この考え方は非常にいい考えだなとは個人的には思っていますが、本市の考えはいかがでしょうか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

ただいま伊賀市の取組のお話がありましたが、八女市のほうで関係人口になり得るといたしまして、今、ちょっとこちらで考えておりますのは、市外の方に関係人口としてなっていたことにつきましては、まずは本市にルーツがあること、例えば、出身者であったり、過去に居住経験、勤務経験があること、そのほかにも観光のリピーターであったり、ふるさと納税をしていただく方、こういうのが一例としてはあるかと思いますが、先ほど説明しました暮らしの体験や、地方と都会の暮らしを使い分けるという観点からしますと、現実的には本市の関係人口の重要なターゲットにつきましては、地域については関東、関西ということではなくて、福岡市をはじめとする福岡都市圏あたりにお住まいの方が主な対象になるのではないかと考えております。

この辺り、福岡市近郊であれば、車で片道1時間で行き来ができますので、継続的に関わるといふ点では、八女市にとっては現実的な対象、ターゲットではないかと考えております。

また、将来的な移住という面からいたしますと、できれば若い世代に関わっていただきたいの思いもございしますが、福岡都市圏にお住まいで八女市に実家がある方とか、また、実家が空き家になっている方などもこれらの取組の一つの対象であることを踏まえまして、中高年の方々など、幅広い世代を対象とした対策、施策が考えられると思っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今、ちょっと言及された、八女市としての関係人口、地域おこし協力隊であったり、ふるさと納税、いろいろあると思うんですが、そういう中で、もう少し関わりの階段をしっかりと見極めた上で、八女市としてはここに重点対策を打っていかうということを今後、ぜひ取組を具体的にするというところでは議論していただきながら施策を練っていただければと思います。

次に、この具体的な事業のことをお聞きしていますが、これはまちのコイン事業とふるさと絆便事業、この2件ですが、詳しい資料を頂いておりますので、私のほうからちょっと確認しますが、このまちのコイン事業についてですけど、これはコロナ禍によって、当初の関係人口を創出、拡大するという意味では、若干ちょっと方向というか、外からの人たちが来られない事情があるということを見ると、実績、あるいは課題があったと思うんですが、この数字からいくと、やっぱり市外の方は少なく、市内の中でのアプリアクセスなんかも多い。こういうことを見て、この2年間でまだ結果は出ておりませんが、当初の考え方、それが現実的にはどうなのか、この辺りはいかがですか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

御質問にありました、まちのコイン事業でございますけれども、この事業につきましては、まちのコインの仕組みを通しまして、八女市への新しい人の流れをつくりまして、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出を目的とした事業でございますが、一昨年、昨年とコロナの影響におきまして、人流抑制ということがございましたので、なかなか思っていたとおりの事業展開はできなかったわけでございますけれども、その中でもできる限りのことでPR活動、イベント等を行ってまいりまして、地域内のまちづくりへの参画やにぎわい創出につながったものだと評価しているものでございます。

配信させていただいていますその表の事業の左下のほうに実績を書いておりますが、具体的にアプリ内のチケットの利用数は1万2,000件を目標にやっておりましたが、実績ではそれを超える1万6,754件、その下の地域ユーザーにつきましては270回の目標に対しまして498回と、そちらに掲げていますKPI目標は、コロナ禍におきましても十分達成できたものだと評価しているものでございます。

この事業につきましては、国の地方創生推進交付金事業で、今年度が最終年度となっております。ですので、しっかりと当初、描いておりましたまちづくりの姿、まちのコインの姿に向けて、今年度、取組を進めてもらいたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それから、もう一つのこのふるさと絆便については、私もちょっと勘違いしたところが、まだ今年から実質やられるということですが、ちょっと気になるのは、これは対象者が八女市に3年以上居住したことがある15歳から25歳、これは登録の内訳を見ますと、19歳以上の方ばかりですよ、18歳未満はいらっしゃらない。そういうことも含めて、やっぱり高校卒業から、例えば30歳未満とか、18歳から30歳未満という、そういう年齢の見直し等は考えられておりますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

絆便事業の対象者につきましては、市外に転出をされた方で15歳から25歳ということを対象とさせていただいておりますが、現在、21名の方に登録していただいておりますが、実はこれ以上に利用申請は出ております。ただ、残念ながらお断りしているのが、やはり若い方がなかなか住民票を動かされていない。やはり八女市に住民票を置いたまま大学に通ってあったり、就職されているということで、なかなかこの利用対象外ということになっておりますので、こういった実情を踏まえまして、まだ1年ではございますが、しっかりと制度の見直し等を内部で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

この2事業についてはよろしくお願いします。

次の二地域居住とテレワークの推進を積極的にやったらどうだということを申し上げておりますが、私の知り合いで、出身は広川なんですが福岡在住で60歳代、星野大好き人間が1人いまして、議長も御存じですけど、彼はクラシックが好きで、クラシックの音楽を星野の皆さんに聞いていただきたいという思いもあって、七、八年ずっと続けてバンガローコンサートをやっておるんですが、彼は住居をずっと探しているんですね。福岡と、それから星野とを行ったり来たりしたいと。七、八年探したのになかなかいい物件がなくて、決まりそうと結果的に決まらなかったと。いまだに見つかっていないんですが、そういう彼の話を知っていて、二地域居住というのは、福岡市、あるいはその周辺の都市圏、こういう人たちは需要が結構あるんじゃないかと思っています。彼いわく結構いますよということも言っていましたし、そういう人たちのワーケーション、あるいはバケーション、そして関係人口と言えるしっかりと地域に貢献してくれる人たちを呼び込む施策をぜひやっていただきたいんですが、二地域居住については、先ほど冒頭に言いましたように、全国二地域居住等促進協議会ということも入っておりますので、そこについて具体的な何か活動があれば、それについて教えていただきたいし、この二居住、これについても、第2期総合戦略の中にも小さいですけど政策として入れておられます。これをより具体的に進めていただく、これについてお答えください。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

二地域居住につきましては、主に国土交通省の主導により事業の展開を図っておるわけでございますが、二地域居住の推進の様々な施策や事例等、情報交換、情報共有、または検討を行うことによりまして、二地域居住の普及促進、機運の向上を図ることを目的としました全国的な取組といたしまして、先ほど御紹介いただきました全国二地域居住等連絡協議会が令和2年度に設立をなされ、八女市もこちらの協議会のほうに参加しているところでございます。

具体的には、この協議会では、まだ具体的な活動はされておらず、主に国の支援策であったり、二地域居住の先進地的な取組の事例の紹介、または会員等の紹介等をホームページのほうで情報発信をなされているということでございます。

八女市におきましても、こちらのほうに八女市の移住・定住専用のサイトをリンクを貼っておりまして、情報発信のほうに努めているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

先ほど言いましたように、地域住民のいわゆるサポートができるような人、担えるような人たちを、当然、地元の人たちの協力というのも必要でしょうけど、今後はやっぱり外部からの方々も一つのこの関係人口という定義からいっても活躍していただける、我々からとっても非常に協力していただける人材じゃないかと思っています。

そのためには、行ったり来たりというか、居住というのがやっぱりあるのとないのとでは全く違うので、二地域居住というのを少し促進するような仕掛けを八女市としても取り組んでいただければ、結構な——どこか例えば私が言った星野をまずやってみるとか、モデル地域をつくりながら進めるというのは一つの方法と思いますし、この二地域居住については、国のほうもガイドラインも示しておりますし、いろんなケース、ホテルを使うことも二地域居住の一つですけど、八女市としての在り方をどう考えるか、私はやっぱりリユースという観点でも空き家をどうするかというところをやっぱりしたいとは思っています。ただ、空き家も例えば星野にしては大き過ぎて借りられないとか、いろんなケースがある。じゃ、それをどうするか、そういう具体的なやっぱり課題も解決しながら、誘導していくような施策を打っていただければ面白い展開になるんじゃないかと思っています。

それからもう一つは、やっぱり各種団体、NPO法人であるとか、それから地域の方々、それから、会社でも具体的な名前でもいいかわかりませんが、トビムシさんなんかは、今、二地域のいろんな具体的な協議会等にも参加されているようなネットでも拝見しましたし、そういうところの協議、一緒のテーブルで協議していくということも一つかと思っています。

ここについては、所管のほうでいろいろ考えていただくんでしょうけど、ただ、これやるについては、やっぱり市長にちょっと御質問ですが、私は先ほどから言っていますが、本市にとってはこの二地域居住ということに取り組むことは、地域社会活動の持続化という観点で人口減少対策の一翼を担えると思っております。市長はこの二地域居住並びにこの関係人口についてどうお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（角田恵一君）

今の質問は分かりましたかね。

○市長（三田村統之君）

基本的にはただいま担当課から説明をしたとおりでございますけれども、情報発信をすることも極めて重要なことでありますが、受け入れる体制、環境をどうつくっていくかというのが我々としては急がなければならないと考えておるところでございます。そういう面で、まだまだ魅力あるものを生かしきっていないという部分がありますので、そういう面について、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

関係人口については、当然、国の推進事業でもございますので、私どもとしてもしっかり取り組んでいかなきゃならないと思っております。

○8番（高橋信広君）

次に、八女市のDX推進戦略についてお伺いしていきますが、先ほどのふくおか電子自治体共同運営協議会、当然、福岡県全体で、福岡県と、それからそれぞれの自治体と連携しながらやっていく、これは平成14年ですかね、できたのは非常に古い。そういう中に、こういう協議会がある中で、その中でも八女市の場合は筑後ブロックというところに入って活動をされていると聞いておりますけど、この協議会はどういう役割を担っているのか、それから、このDX推進においてどういう関わりが今後、発生するのか、これについてお聞きいたします。

○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

ふくおか電子自治体共同運営協議会についてでございます。

この協議会は、福岡県及び福岡県内の53市町村で設置を現在されておるもので、住民サービスの向上、行政事務の効率化を目指して、福岡県と市町村が連携、協働するという事で、電子自治体を構築するとともに、地域情報化を図っていくということが目的とされておりまして、平成14年に設置をされたところでございます。

当時はいわゆる仕事で、1人1台パソコンであるとか、ネットワークの構築、そういったものを共同で構築し、共同で利用していくということで、併せてセキュリティー対策を協働でやっていこうということで設置をされておるものでございます。

具体的には、現在、事業としまして、電子申請サービス、それから電子入札サービス、遠隔地のデータバックアップサービス、それから施設の共同利用等を行っております。

あわせて、様々なアプリケーションの共同構築、利用ということで運営が図られているところでございます。

○8番（高橋信広君）

ここについては、やっぱり福岡県との連携をきっちりやっていく意味では、ここを通じてというのはいいんでしょうけど、今後の取組についてはまだ不透明なところがあるような気がします。ぜひ連携というところは、国はもちろんですけど、県と地方自治体との連携をきっちりやっていただいて、役割分担を明確にしておかないと、ダブった事業であったり、今後混乱するようなことがないようによろしくお願いいたしますと思います。

その中で、福岡県のほうは、オープンデータを活用していこうということをしつかりとうたい込んでいます。残念ながら、八女市のこのDX戦略の中には、オープンデータのことは一言も入っていないと思うんですね。ただ、オープンデータを取り扱っている自治体というところには、名前はちゃんと入っています。ただし、見た限りでは2つぐらいのデータ、あまり使えんようなデータでした。

ちなみに、やっぱり福岡市でしたら422件、久留米市は191件のデータが入っています。例えば、私たちでも人口戦略を過去10年ぐらいのデータが細かいデータがあると、それを加工しながらいろいろ戦略というか、提言したり、あるいは、民間でしたら事業に使ったりということができんですけど、そういうデータを優先的にどんどんやっていただきたいんですけど、このオープンデータについての考えをお聞きします。

○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

オープンデータの利用につきましては、様々な組み合わせでデータを活用することで、そういったことが想定をされておりますし、また、県のDX推進戦略でも全ての市町村がオープンデータに取り組む必要があるとされているところでございます。

八女市でもその必要性については十分認識をしておるところでございますが、今回、八女市DX推進戦略を検討する中で、オープンデータの取扱いを具体的にはどのようにやるかが利用者にとって効果のある形になるのかということが実はまだ結論が出ておりません、いずれにしても、官民データ活用推進基本法等もございますので、今後の八女市のDX推進戦略の中でオープンデータの有効活用について検討をしてみたいと思っております。また、国、他自治体の取組についても参考にしていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

そういう意味では、これから検討される中に参考にされるのは、例えばJAさんとか、あるいは商工会議所、商工会とか、必要なデータがあると思うんですよね。そういうところと、どういふのが必要かというところはぜひヒアリングしながら、八女市としてのオープンデータを確立していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、人材の件なんですけど、昨日にも少しお話ありましたが、私が聞きたいのは、この機構というか、この推進体制の中にDX推進アドバイザーというところに1つ、要は専門家だと思うんですけど、外部の人材を導入するということが示されております。市長答弁にもちょっとあったと思いますが、具体的に何かこれについて進んでいますか。

○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

外部からの人材の確保につきましては、1つは総務省が行っております地域情報化アドバイザー派遣事業というのがございまして、こちらについては既に前年度も活用したところでございまして、研修等に利用しております。今後さらに八女市のDXの推進を図る中で活用していきたいと考えております。

また併せまして、先ほどのふくおか電子自治体運営協議会、こちらで今年度から予定されておりますDXプロデューサー派遣事業というものがございまして、こちらについても活用

していきたいと考えておりました、高度で専門的な立場からの助言をいただきながら、今後、進めていきたいと考えているところでございます。

○ 8 番（高橋信広君）

次に、マイナンバーの利活用の件なんですけど、これも昨日、提案もありましたけど、昨日の中では乗合タクシーの件がございました。もう一つ、免許返上、自主返上の方々はタクシー券がありますよね。このタクシー券を紙から今度はマイナンバーカードを活用できるような仕組み、これに変えるということ、あるいは、健康ポイント事業がありますけど、健康ポイントをマイナンバーとか、そういう活用というのは考えられるかどうかをお聞きします。

○ D X 推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

マイナンバーカードの利活用ということで、八女市独自で今後どのような利用をするのかということでございますけれども、先ほども申し上げております八女市 D X 推進戦略の中で、マイナンバーの利活用についてということで項目を上げております。

具体的には、各関係部署がプロジェクトチームを立ち上げて、その中でこういったサービスを実施すれば住民サービスの向上につながるのかということで考えていきたいと思っておりますので、そのプロジェクトの中で今後、具体的に検討していきたいと考えております。

○ 8 番（高橋信広君）

全国的に見る限り、まだこれはというやつは、やっぱりまだまだ少ないようです。

ただ、私はある職員の方から聞いてびっくりしたのは、マイナポータルの中に医療関係、健康・医療、あるいは税・所得とか、5つ、6つのカテゴリーが入っています。特に、健康・医療というところについては、特定健診のデータが自分のデータ、もちろんマイナンバーカードをかざすんですけど、それで出てくるデータは去年とおととの特定健診のデータがしっかりと出てきます。血液検査等も全て。それから併せて、薬情報が全部入っております。だから、過去のどういう薬を使ったかというのが入っていますので、おくすり手帳の話をしていましたが、これと関係なく、このマイナンバーカードを有効活用できますので、こういうところはぜひ PR をしていただいて、こういう利用価値があるよというところをしっかりと伝えていく必要があるのかなと思いますが、ほかもあるかもしれませんが、これについていかがですか。

○ D X 推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

マイナンバーの利活用で、今、議員おっしゃられたのは、保険証の登録をすることで、そういった特定健診の情報であるとか、薬剤のそういった情報であるとかが確認ができるということのようでございます。

議員御指摘のように、こういった使い方をする中で、非常に便利な使い方があるということについては、市としても今後併せて周知を図っていきたいと考えております。

○ 8 番（高橋信広君）

よろしく願いしておきます。

それから、最後になりますけど、高齢者等のデジタルデバインド対策の件ですけど、これについても昨日お話はありました。

ただ、高齢者等のいわゆるスマホの講習会、これはもう既にあちこちでやられていると思うんですけど、ただ、浸透するまで随分時間がかかるような気がします。これは具体的にはどういう取組を、例えば地域を限定してやっていくのか、あるいは、回数をとにかくあちこちやりながら浸透させていくのか、その辺の戦略的なところはどのようなお考えでしょうか。

○ D X 推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

今年度、市内の各公立公民館でスマートフォンの講習会を予定しているところでございます。既に6月から開催をしております、地域ごとに参加者はばらつきがありますが、80名以上の方から募集をいただいておりますということで、地域によっては調整を図らないと会場の都合で入れないといったところもございました。

今後、どういう戦略でということなんですけれども、やはり開催後の参加者の声をまずは集約をして、どういったニーズがあるのか、あるいは、どういった形での開催がより効果があるのかということについてまずは分析をして、今後の事業の広がりといいますか、展開について検討していきたいと思っております。

○ 8 番（高橋信広君）

先ほどから国、県との連携が重要だということを申し上げましたけれども、特に私、県との連携というのは大切と思いますが、松崎副市長にお聞きしますけど、この国との連携、先ほど言いますように重要と思っておりますけど、計画段階では何となくやっぱり一体感、八女市は八女市でつくって、福岡県は県で一緒に動いている感があります。

そういう意味で、福岡県の連携というのは、デジタル化を進めていくには大変重要だと思っております。今後の進め方について、副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 副市長（松崎賢明君）

お答えします。

D X の推進については、全国一律に進めていかなきゃ全体的な効果はないところだと思っています。

現時点においては、これまで I C T の導入等でそれぞれの市町村がそれぞれの形で導入してきている分、まだ連携が取れるようなシステムになっていない。そこが一步ずつ前に進

めていかないかん部分だろうと思います。そういう意味では、国が一定の事業については共通したシステムの中で動かせるようにという形で今、動き始めているところです。

そういう中で、私たち八女市においても、まずはそこにしっかり向けて進めていくのを柱にしなが、現在の私たちの業務の部分をいかに効率的に進めていくのか、DXを進めていけるのか、そこら辺をしっかりと見定めながらこの本部会議の中でしっかり議論して、効率よく進めていけるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お疲れさまでした。

午後3時5分 延会